

# 資料編

## 1 平成16年4月以降の主な出来事

(平成16年度)

年 月 日	出 来 事	内 容
平成16. 4. 1	<b>入国管理局登録管理官の新設</b>  <b>香港人観光客に係る査証免除措置の実施</b>	<p>法務省入国管理局登録課を廃止し、入国管理局登録管理官を新設した。</p> <p>有効な中国香港特別行政区（SAR）発給旅券所持者又は英国海外市民（BNO）旅券を所持する香港居住権者であって、継続して90日を超えない期間滞在する意図をもって日本国に入国することを希望する者に対して、査証免除措置が実施された。</p>
16. 4. 5	「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」の設置	内閣に、内政及び外政の両官房副長官補を共同議長とし、警察庁、法務省、外務省及び厚生労働省の関係部局の局長級を構成員とした「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置された。
16. 4. 6	「人身取引対策プロジェクトチーム」の設置	「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」の設置を受けて、人身取引への対策等を検討するため、入国管理局内に関係課室で構成する「人身取引対策プロジェクトチーム」を設置した。
16. 4.12	査証免除により入国する韓国の修学旅行生を引率する教職員に対する査証免除措置の実施	有効な大韓民国旅券を所持する大韓民国の修学旅行生を引率する教職員、（当該修学旅行生が在学する学校又は当該校を設置している法人若しくは団体に所属する教職員）であって、職務として児童又は生徒を引率し、かつ、これと行動を共にする者に対して、査証免除措置が実施された。
16. 4.19 ～6.18	全国縦断による入管法違反者の集中摘発	全国の地方入国管理局がそれぞれ期間を設定の上、繁華街を中心に波状的に集中摘発を実施し、入管法違反外国人1,699人（男性864人、女性835人）に対し退去強制手続を執った。
16. 5.26	「不法就労外国人対策等協議会」の開催	警察庁、法務省及び厚生労働省の3省庁の関係課長による「不法就労外国人対策等協議会」を開催し、不法就労外国人対策の現状と今後の施策等について協議した。
16. 6. 1 ～6.30	「不法就労外国人対策キャンペーン」の実施	外国人や事業主、地方自治体、在日外国大使館等に対し、不法就労の防止について理解と協力を呼び掛けた。

(平成16年度)

年 月 日	出 来 事	内 容
16. 6. 2	「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成16年法律第73号。以下「改正入管法」という。）」の公布	入管法違反者に対する罰則の強化，退去強制された者に係る上陸拒否期間の見直し，一定の要件に該当する不法滞在者に対する出国命令制度及び在留資格の取消制度の新設，難民認定申請者に対する仮滞在の許可等に関する制度の新設及び難民不認定処分等に係る不服申立制度の見直し，精神障害者に係る上陸拒否事由の見直し等を内容とする出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律が公布された。
16. 6.14 ～6.25	上陸審査強化期間の設定	全国の空・海港を対象とした上陸審査強化期間を設けて厳格な上陸審査を実施した。
16. 6.30	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」の施行	2005年日本国際博覧会（愛・地球博）の開催に合わせ，その関係者について当該博覧会の事業に従事する活動を新たに特定活動告示に規定した。
16. 7. 1	空港審査遊撃班の設置及び運用開始	東京入国管理局成田空港支局及び大阪入国管理局関西空港支局に空港審査遊撃班を設置し，地方空港への応援派遣を開始した。
16. 8. 2	改正入管法の一部施行及び「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行	改正入管法により，精神上的の障害により事理弁識能力を欠く常況等にある場合であってもその活動等を補助する者が随伴しているときには上陸拒否の対象としないこととしたことなどを受け，当該補助者の範囲について，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により保護者となる者等を対象として規定した。
	名古屋入国管理局の審査部門等の民間ビルでの業務開始	名古屋入国管理局の就労・永住審査部門，留学・研修審査部門，調査記録部門，外国人登録証明書調製事務室及びインフォメーションセンターが民間ビルに移転し，業務を開始した。

(平成16年度)

年 月 日	出 来 事	内 容
16. 8.27	IT 技術者受入りに係る 法務省告示(ミャンマー、 台湾) 「出入国管理及び難民認 定法第7条第1項第2号 の基準を定める省令の技 術の在留資格に係る基準 の一号の特例を定める件 の一部改正」の施行	ミャンマー及び台湾の機関が実施する試験の合格者を IT 技術者受入れに関する特例措置の対象とした。
16. 8.31	在留特別許可された事例 の公開	平成15年度に在留特別許可された事例のうち、今後の参考になると思われるもの27ケースを法務省ホームページ上に公開した。
16. 9. 1	中国人修学旅行生等に係 る査証免除措置の実施	有効な中華人民共和国旅券を所持する中華人民共和国の修学旅行生及び同修学旅行生を引率する教職員（当該修学旅行生が在学する学校又は当該校を設置している法人若しくは団体に所属する教職員）であって、職務として児童又は生徒を引率し、かつ、これと行動を共にする者に対して、継続して30日を超えない期間滞在する意図をもって日本国に入国することを希望する者に対して、査証免除措置が実施された。
16. 9.15	中国人訪日団体観光旅行 の対象地域の拡大	中国人訪日団体観光旅行の対象地域として、天津市、江蘇省、浙江省、山東省及び遼寧省の1直轄市及び4省を新たに加えた。
16.10. 1	「出入国管理及び難民認 定法施行規則の一部を改 正する省令」の施行	外国人出入国情報システム（FEIS）の構築の進展に伴い、在留資格変更等の在留関係及び退去強制手続関係について新システムに対応したシール式証印の使用が可能となったことから、在留関係証印の様式の変更及び在留特別許可証印の様式の追加を行った。
16.10. 4 ～10.22	上陸審査強化期間の設定	全国の空海港を対象とした上陸審査強化期間を設けて厳格な上陸審査を実施した。

(平成16年度)

年 月 日	出 来 事	内 容
16.10.12 ～11.5	近畿・東海地区における 入管法違反者の集中摘発	名古屋入国管理局及び大阪入国管理局等が近畿・東海地区において集中摘発を実施し、入管法違反外国人348人（男性171人、女性177人）に対して退去強制手続を執った。
16.11.29 ～11.30	第18回「東南アジア諸 国出入国管理セミナー」 の開催	法務省において、17か国（地域）及び4国際機関を招へいして、第18回「東南アジア諸国出入国管理セミナー」を開催した。
16.11.30	第32回「入管法違反事 犯の防止及び摘発対策協 議会」の開催	法務省、警察庁、外務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁等関係機関の実務担当者による「第32回入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会」を開催し、不法入国及び不法就労事犯の現状及び取締り対策について協議した。
16.12.1	堺港出張所及び志布志出 張所の廃止	大阪入国管理局堺港出張所及び福岡入国管理局志布志出張所を廃止した。
16.12.2	改正入管法の一部施行及 び「出入国管理及び難民 認定法施行規則の一部を 改正する省令」の施行	改正入管法に規定する出国命令制度及び在留資格取消制度について、これらの制度に係る規定を施行するために必要な様式その他の手続的細目事項について定めた。
16.12.7	「人身取引行動計画」の 決定	「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」において、「人身取引対策行動計画」が決定された。
16.12.10	「テロの未然防止に関す る行動計画」の決定	国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において、「テロの未然防止に関する行動計画」が決定された。
16.12.21	出入国管理政策懇談会か ら法務大臣に対する報告	第4次出入国管理政策懇談会が、「人口減少時代における出入国管理行政の当面の課題～円滑化と厳格化の両立に向けて～」と題する報告を法務大臣に行った。
16.12.24	規制改革・民間開放の推 進に関する第1次答申	「規制改革・民間開放推進会議」の「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」において、外国人医師の就労制限の撤廃等が盛り込まれた。
17.1.1	外国人出入国情報システ ムの本格運用開始	外国人出入国記録等の即時取得化、審査の厳格化を主たる目的とした外国人出入国情報システムの本格運用を開始した。

(平成16年度)

年 月 日	出 来 事	内 容
17. 1. 3 ～1.21	上陸審査強化期間の設定	全国の空海港を対象とした上陸審査強化期間を設けて厳格な上陸審査を実施した。
17. 1. 4	事前旅客情報システム (APIS) の運用開始	警察庁、法務省及び財務省が共同で開発、事前旅客情報システム (APIS) の運用を開始した。
17. 1.11	人身取引対策官などの設置	地方入国管理局等の次長を人身取引対策官に、課・室長、首席審査官、首席入国警備官及び出張所長を人身取引対策員に指定した。
17. 1.17	外国の大学が本邦に設置した分校についての取扱いの変更	外国の大学が本邦に設置した分校で、文部科学大臣が告示により指定したものについては、大学に準ずる機関として取扱い、同校で教育を受ける活動を行う者に対しては、「留学」の在留資格を付与することとするなど、その取扱いを変更した。
17. 1.31	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行	弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を經由して同会の所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出たもの及び弁護士で所属する弁護士会を經由して同会の所在地を管轄する地方入国管理局に届け出たものについては、申請人等に代わって申請書等の提出を行うことを認めることとした。
17. 2.17	「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令」の施行	中部国際空港の開港に伴う出入国港の変更及び上陸防止施設の指定を行うとともに、再入国許可書の様式の変更を行った（再入国許可書の様式変更に関する改正は1月31日から、別表第一の出入国港及び別表第五の施設の改正規定は、2月17日から施行）。
	中部空港支局及び青森出張所の開設並びに青森港出張所、八戸港出張所、横浜港出張所、名古屋港出張所、名古屋空港出張所、神戸港出張所及び水島港出張所の廃止	愛知県常滑市に名古屋入国管理局中部空港支局を、また、青森県青森市に仙台入国管理局青森出張所を開設するとともに、仙台入国管理局青森港出張所、同局八戸港出張所、東京入国管理局横浜支局横浜港出張所、名古屋入国管理局名古屋港出張所、同局名古屋空港出張所、大阪入国管理局神戸支局神戸港出張所及び広島入国管理局水島港出張所を廃止した。

(平成16年度)

年 月 日	出 来 事	内 容
	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」の施行	内閣に設置されている地域再生本部において決定された地域再生推進のためのプログラムを受けて、外国人大学生が一定の要件に該当する地方公共団体が実施する国際文化交流を目的とした事業に参加し、本邦の公私の機関との契約に基づき当該機関から報酬を受けて、学校の夏期休業等を活用して行う国際文化交流に係る講義等の活動を追加した。
17. 2.22 ～2.25	「偽変造文書鑑識技術者セミナー」の開催	大阪入国管理局関西空港支局において、21か国・3地域から偽変造文書鑑識技術者を招へいして「偽変造文書鑑識技術者セミナー」開催し、偽変造文書鑑識技術などに関する情報及び意見交換を行った。
17. 3. 1	韓国人観光客に対する期間限定の査証免除措置の実施	平成17年9月30日まで、有効な韓国旅券所持者であって、継続して90日を超えない期間滞在する意図をもって日本国に入国することを希望する者に対して、査証免除措置が実施された。
17. 3.11	「二千五年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律（平成17年法律第3号）」及び「二千五年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律第五条の外国人を定める政令」の施行	「二千五年日本国際博覧会への外国人観光旅客の来訪の促進に関する法律」及び同法第五条に規定する「政令で定める外国人」について、台湾の権限のある機関が発行した旅券を所持する台湾の居住者であり、かつ、90日以内の「短期滞在」の在留資格で行うことができる活動を行おうとするものである旨を規定する政令が施行され、該当者に対して、期間限定の査証免除措置が実施された。（平成17年9月25日まで）
17. 3.15	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する省令」の施行	「興行」の在留資格が人身取引に利用されることを防止するため、「興行」の在留資格に係る上陸許可基準の外国人本人に関する要件のうち、従事しようとする興行活動について、「外国政府等が認定した資格を有すること」という規定を削除した。
17. 3.16	「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」の開催	警察庁、法務省及び厚生労働省の3省庁の局長級による、「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」を開催し、不法就労外国人対策の現状と今後の施策等について協議した。

(平成16年度)

年 月 日	出 来 事	内 容
17. 3.23	規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申の追加答申	規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申（追加答申）」において、「技術」、「人文知識・国際業務」の要件緩和等が盛り込まれた。
17. 3.25	規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）の策定	上記第1次答申の追加答申を踏まえ、第1次答申及び追加答申の事項を重点計画事項として、閣議決定された。
	マカオに居住する観光客に係る査証免除措置の実施	有効な中国マカオ特別行政区（SAR）旅券所持者であって、継続して90日を超えない期間滞在する意図をもって日本国に入国することを希望する者に対して、査証免除措置が実施された。
17. 3.29	「第3次出入国管理基本計画」の策定	出入国管理及び難民認定法第61条の10に基づき、法務大臣が「第3次出入国管理基本計画」を策定した。
17. 3.31	永住許可要件のガイドライン化	永住許可要件の「我が国への貢献」に関するガイドラインをホームページにおいて公表した。
17. 4. 1	出入国情報分析官の新設	出入国の管理に関する情報の収集、整理及び分析の体制強化のため、法務省入国管理局登録指導官を廃止し、同局総務課に出入国情報分析官を新設した。
	名古屋入国管理局永住審査部門、同局調査第二部門の新設	名古屋入国管理局就労・永住審査部門を分割し、就労審査部門及び永住審査部門を新設した。また、同局調査部門を分割し、調査第一部門、調査第二部門を新設した。
	直江津港出張所の廃止	東京入国管理局直江津港出張所を廃止した。
17. 4. 8	台湾における事前確認（プレクリアランス）の実施	台湾中正空港において、入国審査のための事前チェックを開始した（平成17年9月まで）。
17. 5. 1	ブルガリア人観光客に係る査証免除措置の実施	有効なブルガリア旅券所持者であって、継続して90日を超えない期間滞在する意図をもって日本に入国を希望する者に対して、査証免除措置が実施された。

(平成16年度)

年 月 日	出 来 事	内 容
17. 5.23	韓国における事前確認 (プレクリアランス) の 実施	韓国仁川空港において、入国審査のための事前 チェックを開始した(平成17年9月まで)。
17.6.22	「刑法等の一部を改正す る法律」の公布(平成 17年法律第66号)	人身取引対策等を目的とする入管法の一部改正を 含む「刑法等の一部を改正する法律案」が第162回 国会において6月16日に可決・成立した。

## 2 統 計

### (1) 在留資格ごとの国籍（出身地）別新規入国者数・外国人登録者数（「外交」・「公用」の在留資格を除く。）の推移

#### 1 「外交」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

年		平成12	13	14	15	16
国籍（出身地）						
総	数	9,408	8,692	9,339	9,681	8,710
米	国	2,119	1,602	2,083	1,897	1,898
韓	国	1,012	991	1,155	1,170	1,079
ド	イ	555	457	562	449	468
中	国	311	271	396	270	334
英	国	469	395	330	310	321
カ	ナ	233	199	211	192	225
オ	ー	258	211	209	194	196
ロ	シ	456	225	267	213	188
イ	タ	184	205	153	144	187
タ	イ	157	146	177	223	183
フ	ィ	114	144	233	198	105
ベ	ト	53	73	134	222	102
そ	の	3,487	3,773	3,429	4,199	3,424

#### 2 「公用」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

年		平成12	13	14	15	16
国籍（出身地）						
総	数	11,767	12,220	14,060	13,552	12,633
韓	国	3,197	3,408	4,258	3,829	3,740
米	国	2,362	1,832	2,607	2,433	2,470
中	国	380	512	751	386	716
イ	ン	461	926	953	1,204	705
タ	イ	674	552	360	484	468
ベ	ト	52	263	773	684	398
ド	イ	463	356	362	297	361
ロ	シ	539	253	321	358	271
フ	ィ	240	201	297	234	231
イ	ン	201	322	212	235	226
そ	の	3,198	3,595	3,166	3,408	3,047

#### 3-1 「教授」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

年		平成12	13	14	15	16
国籍（出身地）						
総	数	1,941	2,024	1,966	2,303	2,339
中	国	416	428	443	489	430
米	国	374	359	329	392	429
韓	国	176	197	187	195	209
英	国	91	82	73	120	152
イ	ン	76	109	103	130	105
ロ	シ	159	134	103	123	96
ド	イ	82	71	84	96	95
カ	ナ	62	74	57	91	94
フ	ラ	53	42	49	57	79
オ	ー	53	56	58	59	65
そ	の	399	472	480	551	585

## 3-2 「教授」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		6,744	7,196	7,751	8,037	8,153
中国		2,062	2,228	2,437	2,443	2,417
米国		1,289	1,257	1,252	1,264	1,209
韓国・朝鮮		685	754	838	901	929
英国		412	420	433	457	474
カナダ		264	279	293	314	330
インド		199	246	281	304	292
オーストラリア		199	221	253	263	262
ドイツ		209	204	211	205	220
フランス		158	149	156	169	204
バングラデシュ		71	91	123	158	195
その他		1,196	1,347	1,474	1,559	1,621

## 4-1 「芸術」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		167	211	220	194	197
米国		40	58	60	40	38
ロシア		32	36	42	40	36
フランス		27	22	14	21	18
スペイン		1	8	14	17	17
イタリア		7	6	6	4	9
アルゼンチン		—	4	2	6	8
英国		14	21	20	11	6
中国		12	14	7	6	6
ドイツ		2	2	5	6	3
その他		32	40	50	43	56

## 4-2 「芸術」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		363	381	397	386	401
中国		172	169	161	135	125
米国		51	55	58	63	66
韓国・朝鮮		30	29	32	25	33
ロシア		21	19	22	19	21
アルゼンチン		4	10	9	15	19
スペイン		3	2	5	11	16
英国		10	14	17	20	15
ブラジル		3	5	8	9	13
ドイツ		6	6	8	12	10
カナダ		13	9	8	9	7
その他		50	63	69	68	76

## 5-1 「宗教」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16						
総	数	1,199	1,105	946	927	971						
米	国	814	674	563	559	564						
韓	国	136	110	106	100	147						
ブ	ラ	ジ	ル	17	51	37	40	36				
カ	ナ	ダ	25	35	29	24	32					
フ	ィ	リ	ピ	ン	34	40	35	47	23			
中	国（	台	湾	）	9	9	11	4	19			
ニ	ュ	ー	ジ	ー	ラ	ン	ド	21	7	15	2	15
イ	ン	ド	2	7	9	7	10					
ベ	ト	ナ	ム	3	2	6	6	10				
ノ	ル	ウ	ェ	ー	5	11	9	3	10			
そ	の	他	133	159	126	135	105					

## 5-2 「宗教」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16					
総	数	4,976	4,948	4,858	4,732	4,699					
米	国	2,356	2,223	2,119	2,018	1,957					
韓	国・	朝	鮮	724	772	804	821	904			
フ	ィ	リ	ピ	ン	180	203	217	235	229		
カ	ナ	ダ	236	226	220	204	200				
ス	ペ	イ	ン	189	182	166	145	134			
イ	タ	リ	ア	158	152	143	135	122			
ブ	ラ	ジ	ル	51	89	99	102	107			
ド	イ	ツ	123	121	114	109	106				
中	国	57	66	69	71	95					
オ	ー	ス	ト	ラ	リ	ア	106	110	100	108	94
そ	の	他	796	804	807	784	751				

## 6-1 「報道」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16					
総	数	231	166	351	241	150					
米	国	173	108	279	201	82					
韓	国	11	19	20	8	18					
ア	ィ	ル	ラ	ン	ド	6	7	9	11	12	
イ	ス	ラ	エ	ル	—	2	—	—	5		
ド	イ	ツ	7	4	4	4	—	4			
ロ	シ	ア	3	—	2	3	3	4			
フ	ラ	ン	ス	3	3	3	2	3			
ス	ペ	イ	ン	—	1	1	1	3			
英	国	10	12	11	6	3					
オ	ー	ス	ト	ラ	リ	ア	2	2	4	1	3
そ	の	他	16	8	18	8	13				

## 6-2 「報道」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		349	348	351	294	292
韓国・朝鮮		77	81	81	66	60
米国		83	78	71	52	53
英国		43	43	45	37	32
中国		15	14	19	19	21
ドイツ		20	22	21	20	19
ロシア		15	14	15	16	17
フランス		22	23	21	18	16
カナダ		9	8	8	10	11
オーストラリア		12	14	15	8	7
ベトナム		5	5	5	6	7
その他		48	46	50	42	49

## 7-1 「投資・経営」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		863	681	566	598	675
米国		387	275	199	218	232
韓国		74	80	65	86	102
英国		63	48	55	37	60
中国		34	27	25	34	35
フランス		42	36	25	40	31
オーストラリア		21	29	25	19	27
パキスタン		13	10	24	25	24
ドイツ		41	34	10	16	23
中国（台湾）		24	18	26	20	17
カナダ		15	11	17	4	16
その他		149	113	95	99	108

## 7-2 「投資・経営」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		5,694	5,906	5,956	6,135	6,396
中国		1,137	1,173	1,185	1,234	1,268
米国		1,396	1,370	1,288	1,253	1,237
韓国・朝鮮		737	847	927	1,045	1,192
英国		448	435	415	405	431
フランス		283	295	294	294	304
インド		217	227	221	231	234
パキスタン		107	125	150	186	227
ドイツ		245	254	242	227	220
オーストラリア		152	175	185	201	196
カナダ		113	120	136	116	122
その他		859	885	913	943	965

## 8-1 「法律・会計業務」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		3	5	1	4	—
米 国		2	2	—	2	—
韓 国		—	—	—	2	—
オ ラ ン ダ		—	—	1	—	—
中 国		—	2	—	—	—
カ ナ ダ		—	1	—	—	—
英 国		1	—	—	—	—

## 8-2 「法律・会計業務」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		95	99	111	122	125
米 国		48	54	58	62	66
英 国		19	18	18	19	22
中 国		11	10	14	14	10
フ ラ ン ス		4	5	5	6	6
オーストラリア		4	4	4	6	5
韓 国・朝 鮮		2	2	2	5	5
カ ナ ダ		1	2	3	3	4
ド イ ツ		1	1	3	3	2
オ ラ ン ダ		1	—	1	1	2
シンガポール		1	1	1	1	1
フ ィ リ ピ ン		1	1	1	1	1
サ モ ア		—	—	—	—	1
そ の 他		2	1	1	1	0

## 9-1 「医療」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		1	—	4	—	1
中 国（台 湾）		—	—	1	—	1
イ ン ド ネ シ ア		—	—	1	—	—
タ イ		—	—	1	—	—
英 国		1	—	—	—	—
ブ ラ ジ ル		—	—	1	—	—

## 9-2 「医療」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		95	95	114	110	117
中国		69	66	71	59	57
ベトナム		4	5	14	22	33
韓国・朝鮮		10	11	10	10	9
マレーシア		2	3	3	7	6
インドネシア		—	1	2	3	3
その他		10	9	14	9	9

## 10-1 「研究」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		1,036	793	782	647	577
中国		254	217	197	162	134
韓国		95	82	72	73	94
インド		103	65	95	70	37
ドイツ		49	28	31	33	31
米国		58	30	49	36	27
フランス		6	15	22	21	19
ベトナム		25	21	15	16	17
イギリス		34	19	18	12	17
ロシア		95	52	34	20	16
オーストラリア		23	21	18	8	9
その他		294	243	231	196	176

## 10-2 「研究」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		2,934	3,141	3,369	2,770	2,548
中国		1,277	1,387	1,483	1,164	1,043
韓国・朝鮮		323	367	381	320	316
インド		229	234	253	196	171
ロシア		155	149	151	123	108
バングラデシュ		88	98	116	100	92
米国		96	97	121	97	87
フランス		45	53	68	68	68
ドイツ		86	76	71	59	56
英国		73	66	69	53	48
ベトナム		33	35	31	35	39
その他		529	579	625	555	520

## 11-1 「教育」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		3,323	3,296	3,337	3,272	3,180
米国		1,492	1,422	1,635	1,559	1,631
英国		690	736	616	612	517
カナダ		553	525	490	513	421
オーストラリア		219	244	228	237	241
ニュージーランド		193	198	182	182	159
アイルランド		57	54	52	61	65
南アフリカ共和国		16	20	22	26	31
中国		22	24	27	19	28
ジャマイカ		14	9	18	18	20
シンガポール		—	8	10	4	11
ドイツ		10	3	4	8	9
その他		57	53	53	33	47

## 11-2 「教育」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		8,375	9,068	9,715	9,390	9,393
米国		3,713	3,936	4,359	4,198	4,325
英国		1,618	1,744	1,751	1,684	1,548
カナダ		1,402	1,536	1,577	1,505	1,420
オーストラリア		658	722	784	770	779
ニュージーランド		467	521	561	548	525
アイルランド		133	143	154	163	180
中国		81	93	91	84	105
韓国・朝鮮		59	79	82	82	79
南アフリカ共和国		25	40	51	56	72
フランス		45	49	60	55	62
その他		174	205	245	245	298

## 12-1 「技術」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		3,396	3,308	2,759	2,643	3,506
中国		942	1,192	880	1,016	1,398
韓国		314	592	596	472	645
インド		191	260	277	312	339
フィリピン		114	116	97	145	233
米国		1,204	598	488	252	162
タイ		7	15	15	26	100
フランス		73	55	46	66	77
ベトナム		10	30	19	31	61
オーストラリア		31	41	24	18	57
中国（台湾）		137	51	27	32	50
その他		373	358	290	273	384

## 12-2 「技術」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		16,531	19,439	20,717	20,807	23,210
中国		10,334	11,382	11,433	11,079	11,981
韓国・朝鮮		1,537	2,175	2,682	3,019	3,623
インド		841	1,286	1,750	2,001	2,298
フィリピン		603	706	759	789	929
米国		567	648	644	568	571
英国		355	395	427	402	425
フランス		280	316	333	332	363
マレーシア		232	280	276	233	260
カナダ		150	193	207	216	259
オーストラリア		155	209	213	192	223
その他		1,477	1,849	1,993	1,976	2,278

## 13-1 「人文知識・国際業務」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		7,039	6,945	6,151	6,886	6,641
米国		1,779	1,747	1,645	1,833	1,933
英国		1,259	1,131	1,166	1,228	1,084
カナダ		981	912	858	951	831
オーストラリア		916	1,052	751	930	779
中国		604	398	356	429	406
韓国		250	332	241	244	361
ニュージーランド		286	342	235	277	222
フランス		143	147	127	148	140
中国（台湾）		79	86	59	75	91
ドイツ		80	79	56	70	69
その他		662	719	657	701	725

## 13-2 「人文知識・国際業務」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		34,739	40,861	44,496	44,943	47,682
中国		11,013	11,952	12,132	12,470	14,300
米国		5,933	6,987	7,817	7,796	8,136
英国		3,831	4,567	5,211	5,045	4,957
カナダ		3,256	3,914	4,363	4,288	4,185
韓国・朝鮮		2,595	3,223	3,509	3,656	4,181
オーストラリア		2,870	3,783	4,233	4,165	4,010
ニュージーランド		846	1,153	1,308	1,321	1,246
フランス		613	764	823	800	846
インド		337	412	476	512	559
フィリピン		362	439	460	492	558
その他		3,083	3,667	4,164	4,398	4,704

## 14-1 「企業内転勤」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総	数	3,876	3,463	2,900	3,421	3,550
中	国	448	476	512	715	902
米	国	1,069	772	484	533	489
韓	国	457	503	399	426	469
イ	ン	223	225	187	203	250
フ	ィ	155	179	130	215	241
英	国	341	241	211	232	181
中	国（台湾）	106	130	111	140	168
ド	イ	132	132	105	147	122
フ	ラ	171	138	130	140	121
タ	イ	50	73	74	61	69
そ	の	724	594	557	609	538

## 14-2 「企業内転勤」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総	数	8,657	9,913	10,923	10,605	10,993
中	国	1,632	1,936	2,201	2,324	2,753
韓	国・朝鮮	1,345	1,597	1,704	1,644	1,770
米	国	1,723	1,646	1,701	1,442	1,360
イ	ン	413	674	850	944	993
英	国	795	888	914	815	726
フ	ィ	338	392	455	459	499
フ	ラ	348	435	500	485	472
ド	イ	346	422	434	452	459
オ	ーストラリア	228	252	268	255	233
タ	イ	101	132	166	147	155
そ	の	1,388	1,539	1,730	1,638	1,573

## 15-1 「興行」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総	数	103,264	117,839	123,322	133,103	134,879
フ	ィ	60,455	71,678	74,729	80,048	82,741
中	国	2,798	3,730	5,670	6,486	8,277
米	国	6,200	6,488	6,887	7,066	6,704
ロ	シ	4,418	4,944	5,068	6,240	5,775
ル	ー	2,930	4,030	4,710	4,871	4,500
イ	ン	1,631	2,296	2,334	2,447	3,012
英	国	2,939	2,956	2,854	2,724	2,665
韓	国	2,847	2,991	2,519	2,184	2,141
ウ	ク	1,228	1,545	2,176	2,585	2,129
ド	イ	1,893	1,527	1,625	1,749	1,750
そ	の	15,925	15,654	14,750	16,703	15,185

## 15-2 「興行」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		53,847	55,461	58,359	64,642	64,742
フィリピン		43,790	44,784	46,547	50,539	50,691
中国		1,912	2,065	2,762	3,848	4,163
ルーマニア		1,683	2,188	2,291	2,597	2,330
ロシア		1,363	1,368	1,591	1,839	1,921
インドネシア		953	1,147	1,148	1,524	1,740
ウクライナ		556	697	1,031	1,185	864
韓国・朝鮮		1,341	1,045	777	804	810
米 国		311	375	374	374	374
ベラルーシ		124	122	196	236	294
モンゴル		107	153	207	248	245
その他		1,707	1,517	1,435	1,448	1,310

## 16-1 「技能」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		3,529	2,118	1,792	1,592	2,211
中国		1,069	806	944	835	1,130
韓国		283	137	105	90	201
インド		179	171	150	139	189
ネパール		80	66	37	70	151
タイ		73	76	75	74	103
バングラデシュ		16	15	11	25	46
ベトナム		18	29	29	26	36
カナダ		43	32	17	10	32
インドネシア		20	26	45	18	27
フィリピン		30	40	15	30	26
その他		1,718	720	364	275	270

## 16-2 「技能」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		11,349	11,927	12,522	12,583	13,373
中国		6,033	6,333	6,756	6,895	7,303
インド		1,201	1,282	1,345	1,388	1,487
韓国・朝鮮		1,275	1,307	1,277	1,209	1,306
ネパール		534	563	579	619	723
タイ		455	468	510	527	572
英国		318	314	302	236	200
フィリピン		156	174	173	182	172
バングラデシュ		99	107	110	120	153
パキスタン		158	170	165	157	140
スリランカ		106	116	115	121	127
その他		1,014	1,093	1,190	1,129	1,190

## 17-1 「文化活動」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総	数	3,210	3,138	3,084	3,108	4,191
中	国	998	1,027	876	746	1,329
韓	国	357	293	286	316	534
米	国	398	376	409	415	498
フ	ラ	134	127	135	164	202
イ	ン	42	41	53	130	180
ド	イ	99	109	113	144	150
ト	ル	8	6	14	158	101
タ	イ	92	132	113	96	89
イ	ン	106	75	73	81	70
バ	ン	16	36	36	52	64
そ	の	960	916	976	806	974

## 17-2 「文化活動」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総	数	3,397	2,954	2,812	2,615	3,093
中	国	1,360	1,260	1,054	996	1,208
韓	国・朝	468	396	392	353	490
米	国	322	255	285	262	308
フ	ラ	102	72	75	92	116
ド	イ	96	91	100	112	113
タ	イ	47	49	61	57	61
バ	ン	35	49	58	59	58
英	国	70	46	47	39	39
イ	ン	62	43	38	36	35
イ	ン	44	43	36	31	33
そ	の	791	650	666	578	632

## 18 「短期滞在」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総	数	3,910,624	3,878,070	4,302,429	4,259,974	5,136,943
韓	国	927,557	980,761	1,098,766	1,271,914	1,396,988
中	国（台	878,031	774,011	844,465	756,538	1,047,369
米	国	637,610	608,119	645,845	575,000	674,070
中	国	115,099	138,920	184,275	184,079	320,824
中	国（香	46,468	71,604	133,074	159,965	222,514
英	国	162,023	166,653	187,627	170,344	184,029
オ	ー	129,575	130,450	144,687	151,945	173,307
カ	ナ	102,323	108,046	113,607	108,762	123,478
ド	イ	75,920	75,880	81,605	81,138	92,725
タ	イ	49,418	50,960	59,782	67,078	90,650
そ	の	786,600	772,666	808,696	733,211	810,989

## 19-1 「留学」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		19,503	23,416	24,730	25,460	21,958
中国		8,362	11,261	11,996	11,640	8,133
韓国		3,185	3,694	3,541	3,745	3,633
米国		1,276	1,399	1,552	1,760	1,915
中国（台湾）		1,145	1,201	1,216	1,202	1,220
タイ		469	480	543	619	610
ベトナム		252	314	355	446	475
インドネシア		404	394	421	416	447
マレーシア		366	418	478	447	370
ドイツ		271	295	333	367	368
フランス		161	178	221	298	317
その他		3,612	3,782	4,074	4,520	4,470

## 19-2 「留学」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		76,980	93,614	110,415	125,597	129,873
中国		45,321	59,079	73,795	87,091	90,746
韓国・朝鮮		14,848	16,671	17,091	16,951	16,444
マレーシア		1,890	1,850	1,937	2,054	2,092
タイ		1,468	1,601	1,760	1,921	1,950
ベトナム		800	1,050	1,264	1,545	1,761
米国		1,183	1,228	1,263	1,445	1,663
インドネシア		1,448	1,511	1,607	1,662	1,651
バングラデシュ		1,018	974	1,110	1,260	1,372
スリランカ		498	562	653	794	931
モンゴル		369	455	646	841	907
その他		8,137	8,633	9,289	10,033	10,356

## 20-1 「就学」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		22,404	23,932	25,948	27,362	15,027
中国		13,788	15,519	17,720	19,337	5,705
韓国		5,660	5,452	4,910	4,251	4,549
中国（台湾）		669	546	662	650	686
スリランカ		81	149	230	252	663
ベトナム		68	99	130	215	618
タイ		195	212	242	271	362
ネパール		48	47	97	169	360
米国		255	292	270	281	307
オーストラリア		297	284	251	268	203
バングラデシュ		42	69	126	276	181
その他		1,301	1,263	1,310	1,392	1,393

## 20-2 「就学」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総	数	37,781	41,766	47,198	50,473	43,208
中	国	26,542	30,170	35,450	38,873	29,430
韓	国・朝鮮	7,432	7,587	7,236	6,560	7,286
ス	リランカ	198	290	427	511	974
ベ	トナム	97	138	201	314	802
タ	イ	366	409	445	474	597
ネ	パール	103	123	195	290	572
バ	ングラデシュ	220	232	299	469	493
ミ	ャンマー	413	430	447	434	409
フ	ィリピン	461	440	420	381	353
米	国	251	272	302	305	328
そ	の他	1,698	1,675	1,776	1,862	1,964

## 21-1 「研修」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総	数	54,049	59,064	58,534	64,817	75,359
中	国	27,839	32,894	34,754	38,319	48,729
イ	ンドネシア	6,231	5,817	4,925	5,597	5,204
ベ	トナム	2,757	3,238	3,034	4,028	3,835
フ	ィリピン	3,727	3,768	3,222	3,618	3,635
タ	イ	2,974	3,184	2,739	3,119	3,353
マ	レーシア	1,285	1,163	947	824	773
イ	ンド	649	479	464	540	590
ス	リランカ	479	456	449	466	413
カ	ンボジア	189	261	221	268	381
メ	キシコ	216	248	216	238	359
そ	の他	7,703	7,556	7,563	7,800	8,087

## 21-2 「研修」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総	数	36,199	38,169	39,067	44,464	54,317
中	国	22,163	25,640	26,945	30,763	40,136
イ	ンドネシア	4,506	3,938	3,813	4,234	4,189
ベ	トナム	2,280	2,551	2,516	3,528	3,491
フ	ィリピン	2,734	2,356	2,329	2,689	2,888
タ	イ	1,802	1,478	1,421	1,314	1,566
マ	レーシア	443	253	252	205	235
ス	リランカ	274	250	260	274	228
モ	ンゴル	99	175	138	120	191
韓	国・朝鮮	259	200	185	192	156
ブ	ラジル	191	161	143	145	124
そ	の他	1,448	1,167	1,065	1,000	1,113

## 22-1 「家族滞在」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		17,617	16,364	13,888	13,472	13,553
中国		6,372	6,128	5,112	4,467	4,724
韓国		3,230	3,121	2,426	2,259	2,275
米国		1,946	1,496	1,243	1,298	1,151
インド		717	678	748	676	720
バングラデシュ		288	291	256	372	410
インドネシア		322	357	297	362	304
フィリピン		287	275	227	211	287
ネパール		129	136	137	168	242
オーストラリア		270	258	205	246	222
英国		356	246	230	221	213
その他		3,700	3,378	3,007	3,192	3,005

## 22-2 「家族滞在」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		72,878	78,847	83,075	81,535	81,919
中国		32,306	34,821	36,453	35,390	35,253
韓国・朝鮮		13,516	15,047	15,785	15,559	15,829
米国		6,939	6,736	6,706	6,277	5,968
インド		2,173	2,627	3,065	3,279	3,560
英国		1,758	1,745	1,778	1,596	1,555
バングラデシュ		1,163	1,249	1,326	1,376	1,531
フランス		1,086	1,276	1,348	1,370	1,347
インドネシア		1,304	1,340	1,384	1,416	1,337
フィリピン		948	1,094	1,234	1,251	1,334
オーストラリア		930	1,086	1,193	1,166	1,144
その他		10,755	11,826	12,803	12,855	13,061

## 23-1 「特定活動」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		4,364	4,722	4,890	5,876	6,478
韓国		828	880	839	1,417	1,575
オーストラリア		1,120	1,023	1,074	1,223	1,212
カナダ		811	884	859	871	866
フランス		279	318	413	374	428
英国		13	143	244	347	382
ドイツ		60	164	206	293	362
中国（台湾）		170	169	249	271	310
ニュージーランド		385	408	327	294	242
フィリピン		250	249	234	213	241
米国		130	139	129	141	151
その他		318	345	316	432	709

## 23-2 「特定活動」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総	数	30,496	38,990	47,706	55,048	63,310
中	国	16,443	22,110	29,437	35,481	41,601
インドネシア		5,518	6,389	6,426	5,890	6,211
ベトナム		2,710	3,528	4,229	4,542	4,939
フィリピン		2,066	2,778	3,121	3,454	3,706
韓国・朝鮮		734	812	799	1,329	1,674
オーストラリア		988	934	940	1,052	1,219
カナダ		581	584	591	616	671
タイ		188	281	401	445	452
フランス		185	216	247	275	340
英国		25	127	182	250	308
その他		1,058	1,231	1,333	1,714	2,189

## 24 「永住者」の在留の資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総	数	145,336	184,071	223,875	267,011	312,964
中	国	48,809	58,778	70,599	83,321	96,647
ブラジル		9,062	20,277	31,203	41,771	52,581
フィリピン		20,933	26,967	32,796	39,733	47,407
韓国・朝鮮		31,955	34,624	37,121	39,807	42,960
ペルー		7,496	11,059	13,975	17,213	20,401
米国		5,826	6,636	7,348	8,149	9,064
タイ		2,015	2,833	3,913	5,441	7,167
ベトナム		4,637	5,306	5,799	6,273	6,697
英国		1,618	1,839	2,074	2,329	2,583
インド		1,079	1,205	1,387	1,525	1,737
その他		11,906	14,547	17,660	21,449	25,720

## 25-1 「日本人の配偶者等」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総	数	33,167	27,461	20,857	23,398	23,083
ブラジル		14,544	8,627	6,978	9,902	8,893
フィリピン		5,477	5,382	4,884	4,887	5,038
中	国	6,713	7,421	4,572	3,940	4,483
韓国		1,341	1,149	684	618	682
ペルー		844	979	441	536	580
タイ		1,089	893	560	584	548
米国		518	498	430	502	500
インドネシア		182	192	209	253	213
英国		140	160	168	187	169
中国（台湾）		238	190	143	145	147
その他		2,081	1,970	1,788	1,844	1,830

## 25-2 「日本人の配偶者等」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		279,625	280,436	271,719	262,778	257,292
ブラジル		101,623	97,262	90,732	85,482	82,173
中国		50,525	53,554	53,126	52,016	51,854
フィリピン		46,265	46,233	45,510	44,366	43,817
韓国・朝鮮		22,057	22,548	21,868	21,285	21,083
タイ		12,272	13,042	12,838	12,243	11,527
米国		9,495	9,238	9,021	8,948	8,719
ペルー		9,978	9,643	8,923	8,042	7,302
インドネシア		1,877	2,122	2,335	2,508	2,592
英国		2,342	2,398	2,403	2,444	2,420
カナダ		1,512	1,536	1,606	1,707	1,730
その他		21,679	22,860	23,357	23,737	24,075

## 26-1 「永住者の配偶者等」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		389	494	473	581	807
中国		151	222	191	250	392
フィリピン		33	54	63	90	95
ブラジル		6	9	28	45	65
ペルー		22	33	26	30	60
ベトナム		22	56	50	55	53
韓国		106	59	41	39	40
パキスタン		5	7	6	10	20
カンボジア		7	3	12	7	15
タイ		4	7	2	4	7
バングラデシュ		2	3	5	10	6
ラオス		2	5	6	5	6
ルーマニア		1	—	2	3	6
その他		28	36	41	33	42

## 26-2 「永住者の配偶者等」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		6,685	7,047	7,576	8,519	9,417
中国		1,724	1,961	2,252	2,698	2,988
韓国・朝鮮		3,560	3,336	3,093	2,891	2,767
フィリピン		350	432	496	696	903
ペルー		151	226	343	465	604
ブラジル		96	135	228	391	531
ベトナム		201	259	319	346	414
米国		112	110	113	120	121
タイ		44	55	65	87	109
パキスタン		21	41	57	74	108
イラン		22	33	52	60	72
その他		404	459	558	691	800

## 27-1 「定住者」の在留資格による国籍（出身地）別新規入国者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総	数	40,033	29,729	22,905	30,780	31,307
ブ	ラジ	29,264	19,103	14,014	21,578	21,707
フ	ィリ	2,924	2,332	2,610	3,039	2,893
中	国	3,745	3,847	3,168	2,610	2,853
ベ	ル	2,573	2,835	1,572	2,066	2,261
ベ	ト	282	323	382	452	399
ボ	リ	277	371	344	273	350
イ	ン	167	153	119	116	133
タ	イ	159	134	144	110	111
パ	ラ	36	75	59	70	97
韓	国	170	151	100	89	81
そ	の	436	405	393	377	422

## 27-2 「定住者」の在留資格による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総	数	237,607	244,460	243,451	245,147	250,734
ブ	ラ	137,649	142,082	139,826	140,552	144,407
中	国	37,337	36,580	35,020	33,292	32,130
フ	ィ	13,285	15,530	18,246	21,117	23,756
ベ	ル	21,369	22,047	21,538	21,045	20,779
韓	国	9,509	9,243	9,091	8,941	8,751
ベ	ト	4,986	4,707	4,696	4,792	4,929
ボ	リ	2,669	2,892	3,034	2,934	3,034
タ	イ	1,350	1,676	2,011	2,283	2,593
米	国	1,632	1,627	1,583	1,582	1,537
イ	ン	973	1,092	1,183	1,230	1,310
そ	の	6,848	6,984	7,223	7,379	7,508

## 28 「特別永住者」の地位による国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総	数	512,269	500,782	489,900	475,952	465,619
韓	国	507,429	495,986	485,180	471,756	461,460
中	国	4,151	4,060	3,924	3,406	3,306
米	国	250	279	324	358	391
無	国	192	181	174	93	87
カ	ナ	31	33	39	51	60
英	国	33	36	34	37	40
オ	ー	22	27	29	34	39
フ	ィ	25	27	29	26	30
フ	ラ	17	19	21	23	26
ブ	ラ	15	14	15	17	19
そ	の	104	120	131	151	161

## (2) 主な国籍（出身地）ごとの在留資格別新規入国者数・外国人登録者数（「外交」・「公用」の在留資格を除く。）の推移

## 1-1 韓国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成12	13	14	15	16
総	数	951,884	1,005,451	1,121,672	1,293,809	1,419,786
外	交	1,012	991	1,155	1,170	1,079
公	用	3,197	3,408	4,258	3,829	3,740
教	授	176	197	187	195	209
芸	術	2	—	3	—	3
宗	教	136	110	106	100	147
報	道	11	19	20	8	18
投	資・経	74	80	65	86	102
法	律・会	—	—	—	2	—
医	療	—	—	—	—	—
研	究	95	82	72	73	94
教	育	4	14	9	8	8
技	術	314	592	596	472	645
人	文知識・	250	332	241	244	361
企	業内	457	503	399	426	469
興	行	2,847	2,991	2,519	2,184	2,141
技	能	283	137	105	90	201
文	化活	357	293	286	316	534
短	期滞	927,557	980,761	1,098,766	1,271,914	1,396,988
留	学	3,185	3,694	3,541	3,745	3,633
就	学	5,660	5,452	4,910	4,251	4,549
研	修	592	435	344	274	212
家	族滞	3,230	3,121	2,426	2,259	2,275
特	定活	828	880	839	1,417	1,575
日	本人の	1,341	1,149	684	618	682
永	住者の	106	59	41	39	40
定	住者	170	151	100	89	81

## 1-2 韓国・朝鮮人の在留資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留資格	年	平成12	13	14	15	16
総数		635,269	632,405	625,422	613,791	607,419
教授		685	754	838	901	929
芸術		30	29	32	25	33
宗教		724	772	804	821	904
報道		77	81	81	66	60
投資・経営		737	847	927	1,045	1,192
法律・会計業務		2	2	2	5	5
医療		10	11	10	10	9
研究		323	367	381	320	316
教育		59	79	82	82	79
技術		1,537	2,175	2,682	3,019	3,623
人文知識・国際業務		2,595	3,223	3,509	3,656	4,181
企業内転勤		1,345	1,597	1,704	1,644	1,770
興行		1,341	1,045	777	804	810
技能		1,275	1,307	1,277	1,209	1,306
文化活動		468	396	392	353	490
短期滞在		9,362	10,040	10,344	9,955	8,919
留学		14,848	16,671	17,091	16,951	16,444
就学		7,432	7,587	7,236	6,560	7,286
研修		259	200	185	192	156
家族滞在		13,516	15,047	15,785	15,559	15,829
特定活動		734	812	799	1,329	1,674
永住者		31,955	34,624	37,121	39,807	42,960
日本人の配偶者等		22,057	22,548	21,868	21,285	21,083
永住者の配偶者等		3,560	3,336	3,093	2,891	2,767
定住者		9,509	9,243	9,091	8,941	8,751
特別永住者		507,429	495,986	485,180	471,756	461,460
未取得者		1,866	1,788	2,084	2,271	2,191
一時庇護		—	—	—	—	—
その他		1,534	1,838	2,047	2,334	2,192

## 2-1 中国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成12	13	14	15	16
総数		190,380	225,357	272,894	276,297	411,124
外交		311	271	396	270	334
公用		380	512	751	386	716
教授		416	428	443	489	430
芸術		12	14	7	6	6
宗教		1	—	2	1	4
報道		—	—	1	—	2
投資・経営		34	27	25	34	35
法律・会計業務		—	2	—	—	—
医療		—	—	—	—	—
研究		254	217	197	162	134
教育		22	24	27	19	28
技術		942	1,192	880	1,016	1,398
人文知識・国際業務		604	398	356	429	406
企業内転勤		448	476	512	715	902
興行		2,798	3,730	5,670	6,486	8,277
技能		1,069	806	944	835	1,130
文化活動		998	1,027	876	746	1,329
短期滞在		115,099	138,920	184,275	184,079	320,824
留学		8,362	11,261	11,996	11,640	8,133
就学		13,788	15,517	17,720	19,337	5,705
研修		27,839	32,894	34,754	38,319	48,729
家族滞在		6,372	6,128	5,112	4,467	4,724
特定活動		22	21	19	61	150
日本人の配偶者等		6,713	7,421	4,572	3,940	4,483
永住者の配偶者等		151	222	191	250	392
定住者		3,745	3,847	3,168	2,610	2,853

## 2-2 中国（台湾）人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成12	13	14	15	16
総数		882,394	777,673	848,283	760,322	1,051,022
外交		—	—	—	—	1
公用		4	7	9	7	8
教授		14	18	25	24	17
芸術		—	—	1	—	—
宗教		9	9	11	4	19
報道		1	1	1	1	1
投資・経営		24	18	26	20	17
法律・会計業務		—	—	—	—	—
医療		—	—	1	—	1
研究		2	3	10	11	12
教育		1	2	—	—	—
技術		137	51	27	32	50
人文知識・国際業務		79	86	59	75	91
企業内転勤		106	130	111	140	168
興行		913	629	574	462	420
技能		45	22	53	26	24
文化活動		50	65	43	46	45
短期滞在		878,031	774,011	844,465	756,538	1,047,369
留学		1,145	1,201	1,216	1,202	1,220
就学		669	546	662	650	686
研修		335	204	328	395	176
家族滞在		359	259	214	232	208
特定活動		170	169	249	271	310
日本人の配偶者等		238	190	143	145	147
永住者の配偶者等		6	11	5	3	5
定住者		56	41	50	38	27

## 2-3 中国人の在留資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留資格	年	平成12	13	14	15	16
総数		335,575	381,225	424,282	462,396	487,570
教授		2,062	2,228	2,437	2,443	2,417
芸術		172	169	161	135	125
宗教		57	66	69	71	95
報道		15	14	19	19	21
投資・経営		1,137	1,173	1,185	1,234	1,268
法律・会計業務		11	10	14	14	10
医療		69	66	71	59	57
研究		1,277	1,387	1,483	1,164	1,043
教育		81	93	91	84	105
技術		10,334	11,382	11,433	11,079	11,981
人文知識・国際業務		11,013	11,952	12,132	12,470	14,300
企業内転勤		1,632	1,936	2,201	2,324	2,753
興行		1,912	2,065	2,762	3,848	4,163
技能		6,033	6,333	6,756	6,895	7,303
文化活動		1,360	1,260	1,054	996	1,208
短期滞在		10,545	11,187	11,778	12,951	11,929
留学		45,321	59,079	73,795	87,091	90,746
就学		26,542	30,170	35,450	38,873	29,430
研修		22,163	25,640	26,945	30,763	40,136
家族滞在		32,306	34,821	36,453	35,390	35,253
特定活動		16,443	22,110	29,437	35,481	41,601
永住者		48,809	58,778	70,599	83,321	96,647
日本人の配偶者等		50,525	53,554	53,126	52,016	51,854
永住者の配偶者等		1,724	1,961	2,252	2,698	2,988
定住者		37,337	36,580	35,020	33,292	32,130
特別永住者		4,151	4,060	3,924	3,406	3,306
未取得者		1,966	2,446	2,778	3,007	3,430
一時庇護		—	—	—	—	—
その他		578	705	857	1,272	1,271

## 3-1 英国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成12	13	14	15	16
総数		169,053	173,396	194,190	176,940	190,346
外交		469	395	330	310	321
公用		137	118	153	139	153
教授		91	82	73	120	152
芸術		14	21	20	11	6
宗教		20	11	11	9	7
報道		10	12	11	6	3
投資・経営		63	48	55	37	60
法律・会計業務		1	—	—	—	—
医療		1	—	—	—	—
研究		34	19	18	12	17
教育		690	736	616	612	517
技術		68	46	46	34	48
人文知識・国際業務		1,259	1,131	1,166	1,228	1,084
企業内転勤		341	241	211	232	181
興行		2,939	2,956	2,854	2,724	2,665
技能		16	12	6	2	3
文化活動		32	17	47	22	30
短期滞在		162,023	166,653	187,627	170,344	184,029
留学		238	236	229	243	237
就学		51	41	38	40	44
研修		41	71	36	55	23
家族滞在		356	246	230	221	213
特定活動		13	143	244	347	382
日本人の配偶者等		140	160	168	187	169
永住者の配偶者等		—	—	—	1	—
定住者		6	1	1	4	2

## 3-2 英国人の在留資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留資格	年	平成12	13	14	15	16
総数		16,525	17,527	18,508	18,230	18,082
教授		412	420	433	457	474
芸術		10	14	17	20	15
宗教		99	94	96	86	76
報道		43	43	45	37	32
投資・経営		448	435	415	405	431
法律・会計業務		19	18	18	19	22
医療		3	3	2	1	1
研究		73	66	69	53	48
教育		1,618	1,744	1,751	1,684	1,548
技術		355	395	427	402	425
人文知識・国際業務		3,831	4,567	5,211	5,045	4,957
企業内転勤		795	888	914	815	726
興行		77	54	52	47	49
技能		318	314	302	236	200
文化活動		70	46	47	39	39
短期滞在		949	826	846	855	889
留学		795	754	756	723	634
就学		278	191	144	144	125
研修		23	18	20	19	20
家族滞在		1,758	1,745	1,778	1,596	1,555
特定活動		25	127	182	250	303
永住者		1,618	1,839	2,074	2,329	2,583
日本人の配偶者等		2,342	2,398	2,403	2,444	2,420
永住者の配偶者等		39	43	37	40	42
定住者		435	394	371	360	346
特別永住者		33	36	34	37	40
未取得者		47	42	50	69	64
一時庇護		—	—	—	—	—
その他		12	13	14	18	18

## 4-1 米国人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成12	13	14	15	16
総数		661,564	628,731	667,296	596,494	695,337
外交		2,119	1,602	2,083	1,897	1,898
公用		2,362	1,832	2,607	2,433	2,470
教授		374	359	329	392	429
芸術		40	58	60	40	38
宗教		814	674	563	559	564
報道		173	108	279	201	82
投資・経営		387	275	199	218	232
法律・会計業務		2	2	—	2	—
医療		—	—	—	—	—
研究		58	30	49	36	27
教育		1,492	1,422	1,635	1,559	1,631
技術		1,204	598	488	252	162
人文知識・国際業務		1,779	1,747	1,645	1,833	1,933
企業内転勤		1,069	772	484	533	489
興行		6,200	6,488	6,887	7,066	6,704
技能		1,266	368	51	21	14
文化活動		398	376	409	415	498
短期滞在		637,610	608,119	645,845	575,000	674,070
留学		1,276	1,399	1,552	1,760	1,915
就学		255	292	270	281	307
研修		52	46	36	30	33
家族滞在		1,946	1,496	1,243	1,298	1,151
特定活動		130	139	129	141	151
日本人の配偶者等		518	498	430	502	500
永住者の配偶者等		3	2	8	—	4
定住者		37	29	15	25	35

## 4-2 米国人の在留資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留資格	年	平成12	13	14	15	16
総数		44,856	46,244	47,970	47,836	48,844
教授		1,289	1,257	1,252	1,264	1,209
芸術		51	55	58	63	66
宗教		2,356	2,223	2,119	2,018	1,957
報道		83	78	71	52	53
投資・経営		1,396	1,370	1,288	1,253	1,237
法律・会計業務		48	54	58	62	66
医療		1	1	3	2	2
研究		96	97	121	97	87
教育		3,713	3,936	4,359	4,198	4,325
技術		567	648	644	568	571
人文知識・国際業務		5,933	6,987	7,817	7,796	8,136
企業内転勤		1,723	1,646	1,701	1,442	1,360
興行		311	375	374	374	374
技能		67	68	65	52	50
文化活動		322	255	285	262	308
短期滞在		904	737	754	771	853
留学		1,183	1,228	1,263	1,445	1,663
就学		251	272	302	305	328
研修		23	19	18	15	12
家族滞在		6,939	6,736	6,706	6,277	5,968
特定活動		125	117	124	130	141
永住者		5,826	6,636	7,348	8,149	9,064
日本人の配偶者等		9,495	9,238	9,021	8,948	8,719
永住者の配偶者等		112	110	113	120	121
定住者		1,632	1,627	1,583	1,582	1,537
特別永住者		250	279	323	358	391
未取得者		111	136	147	164	184
一時庇護		—	—	—	—	—
その他		49	59	52	69	62

## 5-1 フィリピン人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成12	13	14	15	16
総数		104,324	115,318	120,812	131,834	147,817
外交		114	144	233	198	105
公用		240	201	297	234	231
教授		17	12	53	62	36
芸術		—	—	—	—	—
宗教		34	40	35	47	23
報道		2	—	—	—	—
投資・経営		5	7	2	2	3
法律・会計業務		—	—	—	—	—
医療		—	—	—	—	—
研究		16	18	9	12	7
教育		14	6	3	7	3
技術		114	116	97	145	233
人文知識・国際業務		62	65	32	57	66
企業内転勤		155	179	130	215	241
興行		60,455	71,678	74,729	80,048	82,741
技能		30	40	15	30	26
文化活動		50	67	37	42	44
短期滞在		30,099	30,432	33,660	38,430	51,617
留学		154	185	183	196	189
就学		65	68	57	51	63
研修		3,727	3,768	3,222	3,618	3,635
家族滞在		287	275	227	211	287
特定活動		250	249	234	213	241
日本人の配偶者等		5,477	5,382	4,884	4,887	5,038
永住者の配偶者等		33	54	63	90	95
定住者		2,924	2,332	2,610	3,039	2,893

## 5-2 フィリピン人の在留資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留資格	年	平成12	13	14	15	16
総数		144,871	156,667	169,359	185,237	199,394
教授		34	39	44	58	56
芸術		2	2	2	2	3
宗教		180	203	217	235	229
報道		1	1	—	—	—
投資・経営		25	31	31	30	34
法律・会計業務		1	1	1	1	1
医療		2	2	1	—	—
研究		24	31	32	33	25
教育		42	45	47	42	49
技術		603	706	759	789	929
人文知識・国際業務		362	439	460	492	558
企業内転勤		338	392	455	459	499
興行		43,790	44,784	46,547	50,539	50,691
技能		156	174	173	182	172
文化活動		30	27	24	20	25
短期滞在		6,078	6,987	8,452	10,115	13,267
留学		554	574	598	620	633
就学		461	440	420	381	353
研修		2,734	2,356	2,329	2,689	2,888
家族滞在		948	1,094	1,234	1,251	1,334
特定活動		2,066	2,778	3,121	3,454	3,706
永住者		20,933	26,967	32,796	39,733	47,407
日本人の配偶者等		46,265	46,233	45,510	44,366	43,817
永住者の配偶者等		350	432	496	696	903
定住者		13,285	15,530	18,246	21,117	23,756
特別永住者		25	27	29	26	30
未取得者		1,908	2,198	2,572	2,828	3,038
一時庇護		—	—	—	—	—
その他		3,674	4,174	4,763	5,079	4,991

## 6-1 ブラジル人の在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成12	13	14	15	16
総	数	58,577	39,533	33,296	41,101	41,764
外	交	52	88	83	73	69
公	用	54	51	31	35	53
教	授	5	6	4	10	9
芸	術	—	1	4	1	5
宗	教	17	51	37	40	36
報	道	—	—	—	—	2
投	資・経	1	2	2	2	3
法	律・会	—	—	—	—	—
医	療	—	—	1	—	—
研	究	7	2	6	1	3
教	育	—	—	2	1	2
技	術	4	4	6	5	5
人	文知識・	23	24	14	19	22
企	業内転	27	5	11	24	21
興	行	798	984	769	938	741
技	能	18	10	11	15	19
文	化活	7	11	11	6	13
短	期滞	13,031	9,848	10,627	7,749	9,527
留	学	129	146	139	123	119
就	学	48	44	44	50	41
研	修	402	360	349	305	262
家	族滞	132	146	110	170	124
特	定活	8	11	15	9	23
日	本人の	14,544	8,627	6,978	9,902	8,893
永	住者の	6	9	28	45	65
定	住者	29,264	19,103	14,014	21,578	21,707

## 6-2 ブラジル人の在留資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留資格	年	平成12	13	14	15	16
総	数	254,394	265,962	268,332	274,700	286,557
教	授	15	20	18	27	33
芸	術	3	5	8	9	13
宗	教	51	89	99	102	107
報	道	1	1	1	1	1
投 資・ 経 営		13	15	12	13	17
法 律・ 会 計 業 務		—	—	—	—	—
医	療	—	—	1	1	1
研	究	7	7	14	9	11
教	育	1	1	2	3	7
技	術	24	35	39	41	46
人 文 知 識・ 国 際 業 務		57	67	71	76	81
企 業 内 転 勤		54	35	39	45	45
興	行	300	253	241	251	233
技	能	58	59	62	62	70
文 化 活 動		18	12	18	5	7
短 期 滞 在		1,892	1,351	1,172	1,076	975
留	学	352	360	378	365	351
就	学	51	58	55	60	58
研	修	191	161	143	145	124
家 族 滞 在		313	347	353	408	405
特 定 活 動		15	22	22	71	92
永 住 者		9,062	20,277	31,203	41,771	52,581
日 本 人 の 配 偶 者 等		101,623	97,262	90,732	85,482	82,173
永 住 者 の 配 偶 者 等		96	135	228	391	531
定 住 者		137,649	142,082	139,826	140,552	144,407
特 別 永 住 者		15	14	15	17	19
未 取 得 者		2,222	2,922	3,254	3,470	3,958
一 時 庇 護		—	—	—	—	—
そ の 他		311	372	326	247	211

### 3 我が国の出入国管理行政の仕組み

#### (1) 出入国管理行政の目的と根拠法令

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）（注）は、その第1条において、「本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的とする。」と規定している。

この「出入国の公正な管理」とは、外国人の円滑な受入れと好ましくない外国人の確実な排除をバランスよく適正に実現させることを意味するものであり、この目的を達成するために、入管法は在留資格制度を整備し、高度な専門技術を有する外国人等を円滑に受け入れることとする一方で、退去強制手続を整備し、我が国で犯罪を犯す外国人等に対しては厳正に対処することとしている。

また、国際社会における我が国の責任として、近時、社会的関心を集めている難民認定制度は、昭和56年に我が国が難民条約に加入したことに伴い、出入国管理行政に含まれることとなったものである。

入管法関連の主要な法令としては、特別永住者に関する入管法の特則を定めた「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号。以下「入管特例法」という。）、入管法の実施等に関する規定を具体化した出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）、「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して」（入管法第7条第1項第2号）定められる「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」（平成2年法務省令第16号。以下「基準省令」という。）などがある。

また、在留外国人に関する法律として外国人登録法（昭和27年法律第125号。以下「外登法」という。）がある。

外登法は、その第1条において規定しているとおり、「本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的」とした法律である。

外国人登録は、我が国に在留する外国人を対象とする点において、入管法上の在留審査と密接な関連を有しているが、具体的な外国人登録事務は、法定受託事務として地方公共団体において行われていること、在留外国人でも登録義務を有しない場合があることなど、異なる部分も少なくない。

外登法関連の主要な法令としては、上記入管特例法のほか、外国人登録事務の詳細等を定めた外国人登録法施行令（平成4年政令第339号）、外国人登録法施行規則（平成4年法務省令第36号）などがある。

.....  
 （注）人身取引対策、密入国対策及びテロ対策の強化等を内容とする入管法の改正を含む刑法等の一部を改正する法律案を第162回国会に提出し、平成17年6月16日、衆議院本会議において可決・成立し、同月22日に公布（平成17年法律第66号）され、同法3条により出入国管理及び難民認定法が改正された。なお、その概要は第2部第2章参照。

#### (2) すべての人の出入（帰）国手続

##### ア 外国人の出入国手続（注1）

日本国籍を有しない外国人（無国籍者を含む。）が我が国に入国する場合、原則として海外にある日本大使館等で取得した査証（ビザ）（注2）のある有効な旅券（パスポート）を所持した上で、出入国港（注3）において、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸許可の証印を受けなければならない。また、我が国から出国する場合は、出国の確認を受けなければならない。

上陸審査の結果、旅券や査証が偽変造されたもので有効とはいえない場合、我が国において行う予定であると申請された活動が虚偽であると認められる場合、過去に麻薬等の犯罪で刑に処せられたことがあるなど法律に列挙された上陸拒否事由（入管法第5条）に当たる場合などは、上陸を拒否される。この上陸拒否事由は、日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがある外国人の入国・在留を禁止する目的で定められたものである。

このような一般的な外国人の出入国のほか、入管法は、外国人の特殊な入国形態について、特例上陸許可という簡易な上陸許可制度を定めている。

.....  
 (注1) 外国人が我が国の「領海又は領空に入ること」を入国、我が国の「領土内に足を踏み入れること」を上陸という。したがって、出入国港において、いわゆる「入国審査」の結果、外国人に与えられる入国・在留のための許可のことを入管法上は「上陸許可」という。

外国と国境を接している国では、入国とは外国人が国境を越えて領土内に入ることであり、これに加えて、上陸という概念を区別する必要はない。しかしながら、四方を海に囲まれた我が国においては、両者を区別して用いている。

(注2) 本邦に上陸しようとする外国人の申請に基づき、日本国領事官等が、一定の条件の下に、旅券の所持人が正当な理由と資格があつて旅行するものであることを、所定の形式により当該旅券上に裏書きすること又はその裏書証明のことをいう。

(注3) 外国人が出入国できる特定の港又は飛行場（入管法第2条第8号）をいう。入管法施行規則において具体的な出入国港を規定しており、平成17年6月末現在、臨時指定のものを除き、港は126、飛行場は25となっている。

## イ 外国人の入国（上陸）審査

外国人が在留資格・在留期間を決定されて我が国に上陸するためには、原則として、以下のとおりの上陸のための条件を満たさなければならない（入管法第7条第1項）。

- ① 有効な旅券を所持すること
- ② 査証が免除されている場合を除き、当該旅券に有効な査証を受けていること
- ③ 我が国において行う予定であると申請された活動が虚偽のものでなく、在留資格のいずれかに該当し、かつ、一部の在留資格については基準省令で定める上陸許可基準に適合すること
- ④ 申請された在留期間が法務省令の規定に適合すること
- ⑤ 上陸拒否事由に該当しないこと

外国人が来日し、出入国港において入国審査官による上陸の審査を受けた結果、上陸のための条件に適合していると認定されなかった場合には、特別審理官（注）に引き渡されて、口頭審理を受けることになる（同法第9条第4項、第10条第1項）。

口頭審理の結果、特別審理官により上陸のための条件に適合すると認定された外国人は、直ちに上陸が許可される（同法第10条第7項）。

他方、上陸のための条件に適合しないと認定された外国人は、これに服するか、あるいは不服を申し立てるかいずれかを選択することになる。前者の場合は我が国からの退去命令が出されるが、後者の場合は認定後3日以内に法務大臣に異議の申出を行うことができる（同法第10条10項、第11条第1項）。

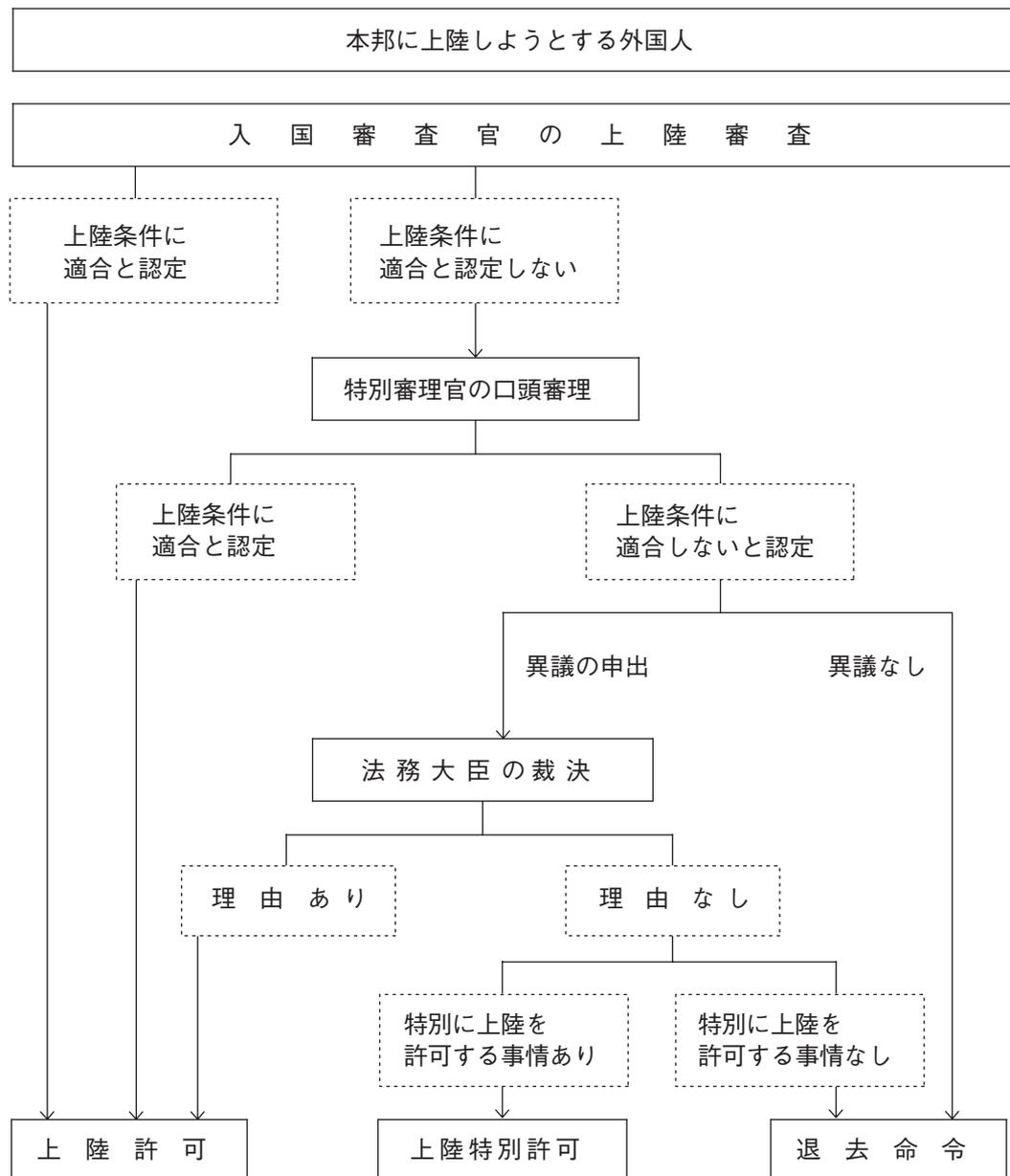
法務大臣は、特別審理官により上陸条件に適合しないと認定された外国人から異議の申出があつたときは、その異議の申出に理由があるかどうか、すなわち、当該外国人が上陸条件に適合しているか否かを裁決する。当該外国人は、異議の申出に対して「理由あり」の裁決があつた場合は直ちに上陸を許可されるが、「理由なし」の裁決があつた場合は本邦からの退去を命ぜられ（同法第11条第3、4、6項）、退去命令を受けた外国人が遅滞なく本邦から退去しない場合には、退去強制手続が執られることになる。

なお、法務大臣は、異議の申出に「理由がない」と認める場合でも、再入国の許可を受けているとき、その他特別に上陸を許可すべき事情があると認めるときは、その外国人の上陸を特別に許可することができる（同法第12条。いわゆる上陸特別許可。なお、平成17年6月22日に公布された刑法等の一部を改正する法律（平成17年法律第66号）により、人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に入ったものであるときについても、上陸を特別に許可することができる旨明示された（第2部第2章参照））。

このように、我が国における外国人の上陸審査手続は、中でも上陸がすぐに認められないケースについて、外国人が上陸のための条件に適合していることを自ら十分に主張・立証する機会が与えられており、その審査が慎重に行われるよう、三審制の仕組みとなっている。

.....  
 (注) 入国審査官のうち、上陸審査手続及び退去強制手続における口頭審理を担当させるため、法務大臣が指定した者をいう。

### 上陸審査の流れ



## ウ 入国事前審査

### (ア) 査証事前協議

査証の発給は外務省の権限であるが、有効な査証を所持することが上陸のための条件の一つとされていることから、査証の発給は出入国管理行政と密接な関係にある。

そのため、査証事務を所管する外務省と出入国管理を所管する法務省との間では、外国人の入国に関する連絡調整が図られており、個々の査証発給案件について、必要に応じて外務大臣から法務大臣に協議が行われている。この協議を受けた法務大臣は、提出された書類を検討するほか、国内の受入機関の関係者から事情を聴取することなどによって、外国人が行おうとする活動が入管法別表に掲げる在留資格に該当するかどうか、加えて、一定の活動を行おうとする外国人については、法務省令で定める上陸許可基準に適合するかどうかについて審査し、査証を発給することが適当か否かに関する意見を外務大臣に回答している。

### (イ) 在留資格認定証明書

外国人は、原則として来日前に我が国の在外公館等で査証の発給を受けなければならないが、「短期滞在」の在留資格に関するもの等在外公館限りで査証が発給されるものを除いては、海外で受理した査証申請書類が我が国へ送られ、国内で審査の上、査証を発給してもよいとの意見が回付されなければ査証が発給されないため、申請から査証発給までに相当の日数を要するのが通例である。

そこで、入国審査手続の簡易・迅速化を目的とした在留資格認定証明書制度が設けられた。この制度は、平成2年施行の改正入管法により導入されたものであり、「短期滞在」及び「永住者」を除く在留資格で、外国人本人又はその代理人からあらかじめ日本国内で申請がなされた場合に、その外国人に在留資格の該当性があるか、また、一定の活動を行おうとする外国人については上陸許可基準への適合性が認められるかなど、事前に審査を行い、在留資格該当性及び基準適合性があると認めるときはその旨の証明書を交付し、その外国人はこれを提示又は提出することによって速やかに査証発給及び上陸許可を受けることができるというものである。

この制度では、査証事前協議制度と異なり、すべての事前審査の手続を日本国内で行うことから、書類の送付等に要する時間が大幅に省略され、手続が迅速に行われることとなる。

## エ 特例上陸（一時庇護のための上陸の許可を除く。）

外国人は、旅券及び査証を有していることに加えて、在留資格に関する上陸のための条件に適合し、在留資格を決定されて我が国に上陸することが原則であるが、特例上陸の許可は、この原則に対する例外として、船舶・航空機の外国人乗員や外国人乗客等に対し、一定の条件を満たす場合に、査証等を求めることなく、簡易な手続により一時的な上陸を認めるものである。その趣旨はいずれも、その目的の性格上、我が国における滞在が短期間（又は短時間）である外国人に対し、上陸手続の簡素化を図るためのものである。ただし、簡素な手続で適正な滞在を確保することの担保として、上陸時間や行動の範囲などに関して、必要な制限が課される。

### (ア) 寄港地上陸の許可（入管法第14条、入管法施行規則第13条）

船舶等を乗り継いで他国へ行く外国人客の利便を図るものである。我が国を経由して他の外国へ行こうとする外国人が、乗継ぎの際、買い物や休養等のために寄港地（空港又は海港）の近くに一時的に上陸する場合に、72時間の範囲内で与えられる。我が国が最終目的地であって経由地でない場合には、この許可の対象にはならない。

### (イ) 通過上陸の許可（同法第15条、同規則第14条）

船舶等の乗客の利便を図るものである。我が国の二つ以上の出入国港に寄港する船舶に乗って

いる外国人が、1つの寄港地で上陸し陸路で移動しながら観光した後、他の出入国港で同じ船舶に帰船して出港する場合、あるいは我が国を経由して他の国へ行こうとする外国人乗客が、乗ってきた船舶・航空機の寄港地で上陸し、その周辺の他の出入国港から他の船舶・航空機で出国する場合に、それぞれ15日間及び3日間の範囲内で与えられる。

(ウ) 乗員上陸の許可（同法第16条，同規則第15条，第15条の2）

船舶等の外国人乗員の利便を図るものである。船舶等に乗っている外国人乗員が、乗換えや休養等の目的で寄港地に一時的に上陸する場合に、7日間又は15日間の範囲内で与えられる。

また、頻繁に我が国の出入国港から上陸する外国人乗員のためには、数次乗員上陸許可の制度も設けられている。

(エ) 緊急上陸の許可（同法第17条，同規則第16条）

船舶等に乗っている外国人乗客及び乗員の緊急事態に迅速に対処するためのものである。これら外国人が、病気、負傷等身体上の事故の治療等を受けるために上陸する必要がある場合に与えられる。

(オ) 遭難による上陸の許可（同法第18条，同規則第17条）

船舶等の遭難に迅速に対処するためのものである。船舶等の遭難、不時着等により、これらに乗っていた外国人の救護その他の緊急の必要がある場合に与えられる。

## オ 日本人の出帰国手続

出入国管理行政の主な役割は、外国人の出入国の管理であるが、同時にすべての人の国境を越える動きを把握する役割をも担っていることから、入管法は、日本人の出帰国手続に関しても定めている。

日本人が外国へ出国する場合、出入国港において、入国審査官から出国の確認を受け、また、帰国した場合は、入国審査官から帰国の確認を受けなければならないこととなっており、その確認は、旅券に出帰国の証印をする方法で行われている。

## (3) 外国人の在留審査

### ア 在留資格制度

我が国に入国・在留する外国人は、原則として、入管法に定める在留資格のいずれかを有する必要がある。この在留資格は、多岐にわたる外国人の活動等をあらかじめ類型化し、どのような類型の外国人であれば入国・在留が可能であるかを明らかにしているものであり、我が国の出入国管理行政はこの在留資格制度を基本としている（注及び資料編4）。

在留資格は、現在、27種類が設けられており、それらは次のように大別できる。

(ア) その外国人が我が国で行う活動に着目して分類された在留資格（後記表の（以下同じ）①から⑤まで）

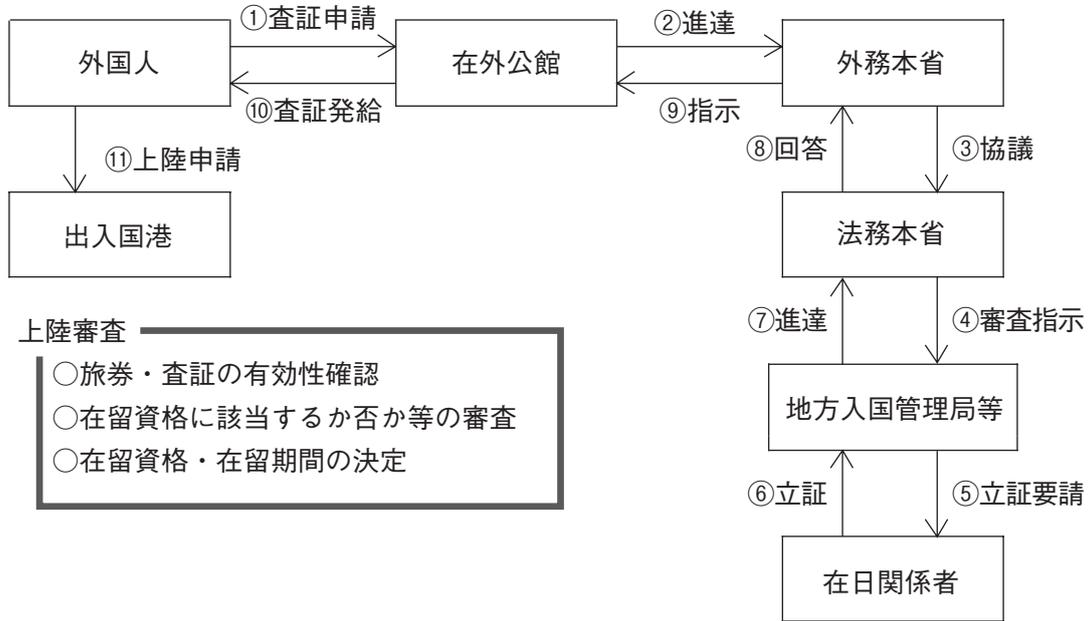
(イ) その外国人の身分や地位に着目して分類された在留資格（⑥）

前者は、その外国人が「何をするか」がポイントであり、後者は、その外国人が「誰であるか」がポイントであるといえる。

また、我が国は、専門的な技術、技能又は知識をいかして職業活動に従事する外国人の入国・在留は認めるが、これら以外の外国人労働者—いわゆる単純労働の分野で働く外国人の入国・在留は認めないこととしているので、就労活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動）ができるもの（①，②，⑤，⑥）と、原則として就労が認められないもの（③，④）に分類できる。なお⑥は、就労を目的とする在留資格ではないが、その活動に制限がないことから、

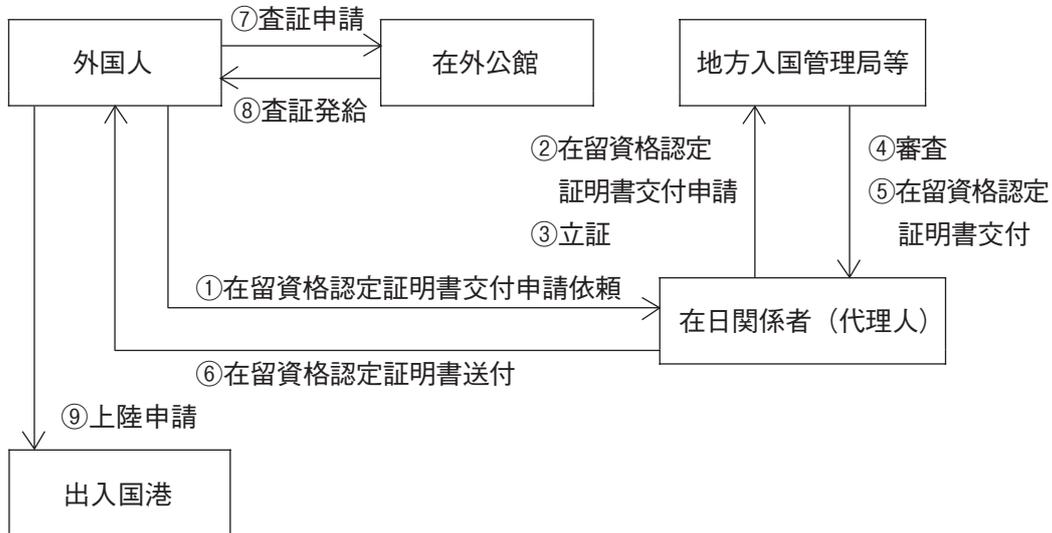
査証事前協議・在留資格認定証明書交付申請の手続の流れ

1 査証事前協議



- 上陸審査
- 旅券・査証の有効性確認
  - 在留資格に該当するか否か等の審査
  - 在留資格・在留期間の決定

2 在留資格認定証明書交付申請



- 上陸審査
- 旅券・査証の有効性確認
  - 在留資格認定証明書を所持する者については在留資格に関し原則として審査省略
  - 在留資格・在留期間の決定

就労をすることも自由なものである。

さらに、在留資格のうち、活動内容から見て我が国の産業及び国民生活に影響を与えるおそれのあるものについては、法務省令で定める上陸許可基準に適合しなければ、我が国への上陸が認められないこととなる（②、④）。

これらに在留資格を具体的な職業等を例に挙げて整理をすると次のとおりである。

.....  
 (注) 外国人労働者受入れの基本方針

専門的な技術、技能、知識等をいかして職業活動に従事する外国人の在留資格等を明確にした平成2年施行の入管法において、いわゆる単純労働者に係る在留資格を設けなかった経緯について、閣議決定を経て国会に提出された提案理由説明は「(特別な技術、技能又は知識を必要としない)単純労働者の受入れに関する議論が多岐に分かれているほか、受け入れた場合における日本社会への影響が大きいと考えられるので、その問題点について引き続き十分な討議を重ね、広く国内関係各方面の意見を見極めつつ、長期的視野に立って、所要の対策を考えるべきである」と述べている。また、同改正法案を審議した衆議院法務委員会においては、「いわゆる単純労働者の受入れについては、国内の議論が多岐に分かれていることに鑑み、その是非については広く国内各方面の意見をも見極めつつ引き続き十分な検討を重ねること」との附帯決議が採択された(平成元年11月17日)。

こうした状況は今日においても変わっておらず、11年8月13日閣議決定「第9次雇用対策基本計画」においても「我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進する。」「いわゆる単純労働者の受入れについては、国内の労働市場に関わる問題を始めとして日本の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすとともに、送出し国や外国人労働者本人にとっての影響も極めて大きいと予想されることから、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応することが不可欠である。」ことを引き続き基本方針としている。

① 上陸許可基準の適用がなく、就労活動が認められるもの

在留資格	在留期間	該当例
外交	外交活動の期間	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等、その家族
公用	公用活動の期間	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等、その家族
教授	3年又は1年	大学教授等
芸術	同上	作曲家、画家、著述家等
宗教	同上	外国の宗教団体から派遣される宣教師
報道	同上	外国の報道機関の記者、カメラマン

## ② 上陸許可基準の適用があり、就労活動が認められるもの

在留資格	在留期間	該当例
投資・経営	3年又は1年	外資系企業の経営者・管理者
法律・会計業務	同上	弁護士，公認会計士等
医療	同上	医師，歯科医師，看護師
研究	同上	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	同上	高校・中学校等の語学教師等
技術	同上	機械工学等の技術者
人文知識・国際業務	同上	通訳，デザイナー，私企業の語学教師等
企業内転勤	同上	外国の事業所からの事業者
興行	1年，6月又は3月	俳優，歌手，ダンサー，プロスポーツ選手等
技能	3年又は1年	外国料理の調理師，スポーツ指導者，航空機等の操縦者，貴金属等の加工職人

## ③ 上陸許可基準の適用がなく、就労活動が認められないもの

在留資格	在留期間	該当例
文化活動	1年又は6月	日本文化の研究者等
短期滞在	90日，30日 又は15日	観光客，会議参加者等

## ④ 上陸許可基準の適用があり、就労活動が認められないもの

在留資格	在留期間	該当例
留学	2年又は1年	大学，短大等の学生
就学	1年又は6月	高校・専修学校（高等又は一般課程）等の生徒
研修	同上	研修生
家族滞在	3年，2年，1年 6月又は3月	在留外国人が扶養する配偶者・子

## ⑤ 就労の可否は指定される活動の内容によるとされるもの

在留資格	在留期間	該当例
特定活動	3年，1年，6月又は法務大臣が個々に指定する期間 (1年を超えない範囲)	外交官等の家事使用人，ワーキング・ホリデー及び技能実習の対象者等

## ⑥ 身分・地位に基づく在留資格（就労活動は可能）

在留資格	在留期間	該当例
永住者	無期限	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）
日本人の配偶者等	3年又は1年	日本人の配偶者・子・特別養子
永住者の配偶者等	同上	永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している子
定住者	3年、1年又は法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）	日本人の親族、日系人の子、外国人配偶者の連れ子等

## イ 在留審査

我が国に在留する外国人が、当初与えられた在留期間を超えて引き続き在留することを希望したり、当初の在留目的とは異なる新たな目的のために在留資格の変更を希望する場合等には、入管法に基づいてそれぞれ申請を行い、法務大臣から所定の許可を受ける必要がある。具体的には在留期間更新の許可、在留資格変更の許可、在留資格取得の許可、再入国許可、資格外活動の許可及び永住許可があり、これらの判断を行うのが在留審査である。

## (ア) 在留期間更新の許可（入管法第21条）

我が国に在留する外国人が、現に有する在留資格の活動を変更することなく、在留期限到来後も引き続き滞在しようとする場合には、在留期限前までに在留期間更新の許可を受ける必要がある。

## (イ) 在留資格変更の許可（同法第20条）

我が国に在留する外国人が、在留目的とする活動を変更する場合には、新たな活動に対応する在留資格への変更の許可を受ける必要がある。

## (ウ) 在留資格取得の許可（同法第22条の2）

我が国で出生したり、日本国籍を離脱して外国籍となった人や、在留資格を要しないとされている日米地位協定第1条に規定する米軍人等でその身分を失った外国人が、引き続き我が国に在留しようとする場合には、在留資格取得の許可を受ける必要がある。

## (エ) 再入国許可（同法第26条）

我が国に在留する外国人が一時的に出国し、再び我が国に入国しようとする場合、事前に再入国許可を受けることによって、改めて査証申請等の手続を受けることなく、現に有する在留資格及び在留期間により入国・上陸することができる。

また、再入国許可は1つの許可で1回に限り再入国できるのが原則であるが、頻繁に海外に渡航する必要のある外国人は、1つの許可でその有効期間中は何度でも出入国できる数次再入国許可を取得することも可能である。

## (オ) 資格外活動の許可（同法第19条第2項）

我が国において行う活動に応じて定められた在留資格を付与されている外国人は、その在留資格に対応する活動以外の活動で「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」（就労活動）を行う場合には、あらかじめ資格外活動の許可を受ける必要がある。例えば、留・就学生

が行うアルバイトが代表的なものであり、その活動が本来の在留目的である活動の遂行を阻害しない範囲内で行われると認められるときに限り許可される。

(カ) 永住許可（同法第22条）

「永住者」の在留資格は、他の在留資格で我が国に在留する外国人からの「永住者」の在留資格への変更申請及び出生や日本国籍離脱を理由とした在留資格の取得申請に対し、一定の条件を満たすと認められる場合に付与される。

## ウ 在留資格取消制度

平成16年12月に施行された改正入管法により導入された在留資格取消制度は、法律に定める取消し事由（入管法第22条の4第1項）に該当する疑いがある場合、入国審査官が事実の調査等を行い（同法59条の2）、意見聴取の手続（同法第22条の4第2項）等を経た上で、法定の取消し事由に該当することが明らかな場合には、現に有する在留資格を取り消すことができる制度である。後述の取消し事由の①又は②により在留資格を取り消した場合は退去強制手続を執り、③から⑤までの事由により取り消した場合は、30日を超えない範囲内で任意の出国の機会を付与する（同法第22条の4第6項）ものである。なお、本制度においては、行政法の一般法理による上陸許可等の取消しと異なり、取消しの効果を遡及させることはない。

在留資格の取消し事由は、次のとおりである。（括弧内は法第22条の4第1項の各号）

- ① 上陸拒否事由に該当する外国人が、偽りその他不正の手段により、法第5条第1項各号のいずれにも該当しないものとして、上陸許可の証印又は許可を受けた場合（第1号）
- ② 偽りその他不正の手段により、在留資格該当性がないのにそれがあるとして、上陸許可の証印等を受けた場合（第2号）
- ③ ①、②に該当するもののほか、偽りその他不正の手段により、上陸許可の証印等を受けた場合（第3号）
- ④ ①から③に該当する場合以外（申請人による偽りその他不正の手段の行使がないもの）であって、不実の記載のある文書（不実の記載のある文書又は図画の提示により交付を受けた在留資格認定証明書又は査証を含む。）又は図画の提出又は提示により、上陸許可の証印等を受けた場合（第4号）
- ⑤ 入管法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者が、正当な理由がなく3か月以上継続して当該在留資格に応じた活動を行うことなく在留している場合（第5号）

### (4) 外国人の退去強制手続

出入国管理行政においては、外国人の円滑な受入れを推進する一方、我が国にとって好ましくない外国人については、国外に排除し、日本社会の安全を守り秩序を維持する必要がある。

退去強制手続は、我が国にとって好ましくない外国人を、その意に反しても国外に退去させるという強力な行政作用である。退去強制は、国際慣習法上、国家の自由裁量に属するものであるところ、我が国においては、入管法に退去強制事由及び退去強制手続が規定されており、これに基づき実施している。

退去強制手続は、入国警備官による違反調査に始まり、入国審査官の違反審査、特別審理官の口頭審理及び異議の申出に対する法務大臣の裁決の三審制の仕組みを採っており、退去強制手続を執られている外国人が、自らの容疑事実を争い、あるいは在留を希望する場合などに十分に主張できるようにし、慎重な判断がなされるようになっている。

## ア 入国警備官の違反調査

違反調査は、退去強制手続の第一段階であり、入国警備官は、退去強制事由（入管法第24条）に該当すると思われる外国人（以下「容疑者」という。）があるときは、調査（違反調査）を行うことができ（同法第27条）、その結果、同事由に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、主任審査官（注）が発付する収容令書により容疑者を収容した後、入国審査官に引渡しがなされる（同法第39条、第44条）。

.....  
 (注) 入国審査官のうち、収容令書又は退去強制令書の発付、仮放免及びその取消し等の権限があり、法務大臣が上級の入国審査官から指定するものをいう。

## イ 入国審査官の違反審査、特別審理官の口頭審理

入国警備官から容疑者の身柄とともに事件の引渡しを受けた入国審査官は、当該容疑者が退去強制対象者に該当するかどうかの審査（違反審査）を行う（同法第45条第1項）。入国審査官が退去強制対象者に該当すると認定した場合において、その認定に不服がある容疑者は、特別審理官による口頭審理を請求することができ（同法第48条第1項）、更に特別審理官の判定に不服がある容疑者は、法務大臣に対して異議の申出をすることができる（同法第49条第1項）。

## ウ 法務大臣の裁決

法務大臣は、容疑者からの異議の申出を受理したときは、異議の申出に理由があるかどうかを裁決する（同法第49条第3項）。

## エ 在留の許否

### (ア) 在留が許可されない場合（退去強制）

違反審査から法務大臣の裁決までの手続（違反審判）が行われた結果、次の場合、主任審査官により退去強制令書が発付される。

- a 入国審査官による違反審査が行われた結果、入国審査官から退去強制対象者に該当すると認定され、当該外国人がこの認定に服したとき（同法第45条第1項、第47条第5項）
- b 退去強制対象者に該当すると認定された外国人が、認定を不服として特別審理官に口頭審理を請求し、口頭審理の結果、認定に誤りがないと判定され、当該外国人がこの判定に服した場合（同法第48条第1項、同第9項）
- c 口頭審理の結果に不服がある外国人が、法務大臣に対して異議の申出を行い、その結果、異議の申出に「理由なし」と裁決された場合（同法第49条第1項、同第6項）

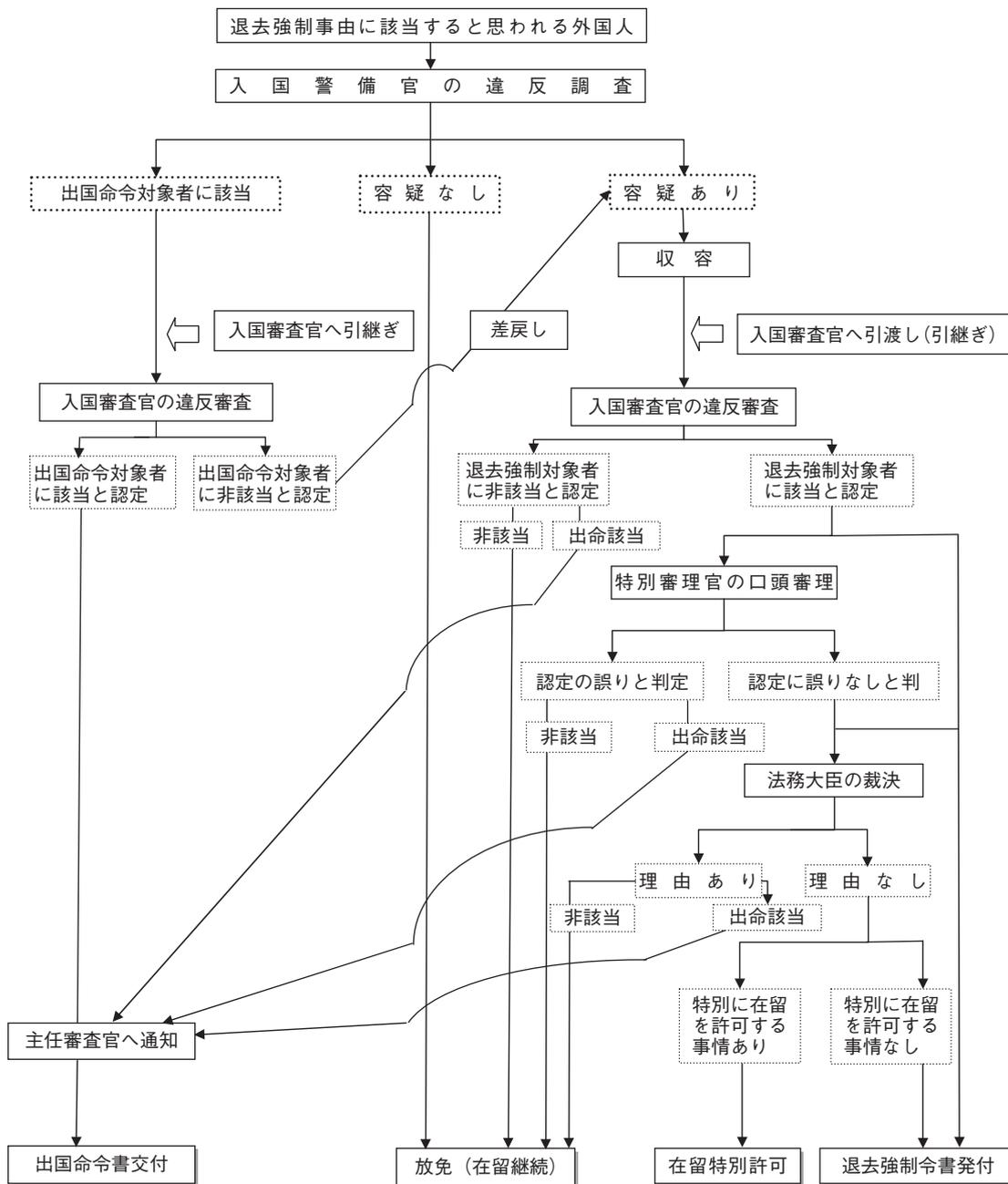
なお、違反審判手続において、退去強制事由に該当しないとされた場合には直ちに放免され、退去強制事由には該当するが出国命令の対象者であると判断された場合には、出国命令を受けた後直ちに放免される。

### (イ) 法務大臣の裁決の特例（在留特別許可）

法務大臣は、異議の申出に対する裁決に当たり、「理由がない」と認める場合でも、当該外国人が永住許可を受けているとき、かつて日本人であったことがあるとき、その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるときは、当該外国人の在留を特別に許可することができる（同法第50条第1項、いわゆる「在留特別許可」。なお、平成17年6月22日に公布された刑法等の一部を改正する法律（平成17年法律第66号）により、人身取引等により他人の支配下に置か

れて本邦に在留するものであるときについても、在留を特別に許可することができる旨明示された（第2部第2章参照）。

### 退去強制手続（出国命令手続）の流れ



上陸拒否期間の短縮

#### オ 出国命令制度

平成16年12月に施行された改正入管法により導入された出国命令制度は、入管法違反者のうち、一定の要件を満たす不法残留者について、身柄を収容しないまま簡易な手続により出国させる制度で、出国命令を受けて出国した外国人の上陸拒否期間は1年間とされている。

出国命令の対象者は、不法残留者であることが前提であり、加えて以下の全て要件を満たしていることが必要である。

(ア) 自ら入国管理官署に出頭したものであること

- (イ) 不法残留以外の退去強制事由に該当しないこと
- (ウ) 窃盗罪等の一定の罪により懲役又は禁錮に処せられたものではないこと
- (エ) 過去に退去強制されたこと又は出国命令を受けて出国したことがないこと
- (オ) 速やかに本邦から出国することが確実と見込まれること

## (5) 難民認定手続

### ア 難民条約等への加入

我が国は、昭和54年前半のインドシナ難民の大量発生を契機として、難民問題との関わりを深め、56年10月3日に難民条約、57年1月1日に難民議定書に加入した（注）。

この難民条約と難民議定書は、どのような条件にあてはまる人が難民かという定義を定め、難民に対して、締約国は条約に規定されている諸種の権利を認め、また、迫害のおそれのある領域に追放したり送還したりしてはならないことなどを定めている。

我が国では、この難民条約と難民議定書に加入するに当たって、その内容を確実に履行するためには政府全体として取り組む必要があったことから、関係機関で役割分担を協議し、その結果、我が国に来た外国人が難民条約で定義される難民かどうかを判断する難民認定の業務は、法務大臣が担当することになった（昭和56年3月13日付け「難民の地位に関する条約及び難民の地位に関する議定書の締結及びその実施について」の閣議了解）。そこで、従来の「出入国管理令」を改正し、難民認定手続について詳細に規定するとともに、法令の題名を「出入国管理及び難民認定法」に改称した（57年1月1日施行）。

なお、難民のより適切かつ迅速な庇護を図る観点から、平成16年の法改正により、難民認定制度が大幅に見直された（平成17年5月16日施行）。

.....  
 (注) 難民条約と難民議定書

難民条約（昭和56年条約第21号）は、難民の定義を定め、締約国に、難民を迫害のおそれがある所に追放又は送還しないこと及び自国に滞在する難民については主として国内制度上の諸権利と保護を与えるべき旨を規定しており、また、難民議定書は、難民条約における難民の定義のうち「1951年1月1日以前に生じた事件の結果」の文言を削除し、難民の範囲を拡大した定義規定を置いている（昭和57年条約第1号）。

### イ 難民認定手続

#### (ア) 定義

難民は、難民条約上「…人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの…」（第1条A（2））と定義されている。

すなわち難民と認定されるためには、①「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に」、②「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖がある」という状況が存在しなければならない。

まず、迫害の原因としては①に掲げる5つのうちの1つに該当しなければ難民とはいえない。単に経済状況を改善する目的で出国する人は難民ではなく、また、飢餓や自然災害から逃れる人も同じく同条約上の難民とはいえない。

次に②の「十分に理由のある恐怖」には、主観的・客観的要素の双方が含まれる。恐怖は心理状況なので、主観的な感覚であるが、客観的にみて申請者の供述内容に十分な信ぴょう性がある

か否かも確認する必要がある、そのためには申請者の出身国の状況に関する情報が必要となる。

(イ) 仮滞在の許可

不法滞在者等の在留資格未取得外国人から難民認定申請があったときは、その者の法的地位の安定を図るため、当該外国人が本邦に上陸した日（本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては、その事実を知った日）から6か月以内に難民認定申請を行ったものであるとき、かつ難民条約上の迫害を受けるおそれのあった領域から直接本邦に入ったものであるとき等の一定の要件を満たす場合には、仮滞在許可を行い（入管法第61条の2の4第1項）、その間は退去強制手続が停止される（同法第61条の2の6第2項）。

仮滞在期間は原則として3か月であり仮滞在の期間が満了するまでに更新の申請をすれば、同期間は更新されるが（同法第61条の2の4第4項）、仮滞在許可を受けた者は、住居や行動範囲が制限されるほか、本邦における就労活動は禁止される（同法第61条の2の4第3項等）。

なお、仮滞在を許可されなかった在留資格未取得外国人については、難民認定手続と退去強制手続を並行して行うが、難民認定申請中は送還を行わないこととされている（同法第61条の2の6第3項）。

(ウ) 難民調査と結果に対する異議の申立て

難民であることの立証責任は申請者にあるとされている（同法第61条の2第1項）が、難民認定申請者は一般に、我が国においてその立証をすることが困難な場合の多いことを考慮しなければならない。そこで、申請者の提出した資料のみでは適正な難民の認定ができないおそれがある場合には、難民調査官が事実の調査をすることになっている（同法第61条の2の14）。

法務大臣は、難民の認定をしたときは、その外国人に対し難民認定証明書を交付し、認定をしないときは、当該外国人に対し理由を付した書面をもって、その旨を通知する（同法第61条の2第2項）。

難民と認定されなかった者又は難民の認定を取り消された者は、その処分に不服があれば、法務大臣に対し異議申立てをすることができる（同法第61条の2の9）。

平成17年5月に施行された改正入管法により、手続の公正性・中立性・透明性をより高めるために「難民審査参与員制度」が導入され、法務大臣が異議申立ての決定を行うに当たっては、法律や国際情勢等についての学識経験者から選任された難民審査参与員の意見を聴かなければならないこととされた（同法第61条の2の9第3項）。

(エ) 難民認定の効果

難民として認定された者が在留資格未取得外国人であった場合、本邦に上陸後6か月以内に難民認定申請をしたこと等一定の要件に適合する場合には、一律に定住者の在留資格の取得を許可し、これらの要件に該当しない場合であっても、その者の在留を特別に許可すべき事情がある場合には在留を特別に許可することとなっている（同法第61条の2の2第1項、第2項）。

また、難民と認定された外国人は、入管法上の効果として、難民旅行証明書の交付を受けることができ、永住許可要件の一部が緩和される（同法第61条の2の11）。

さらに、社会保障の面からみると、原則として自国民あるいは一般外国人と同じ取扱いが行われ、そのために、国民年金や児童扶養手当などの受給資格を得られることとされている。

(オ) 一時庇護のための上陸の許可

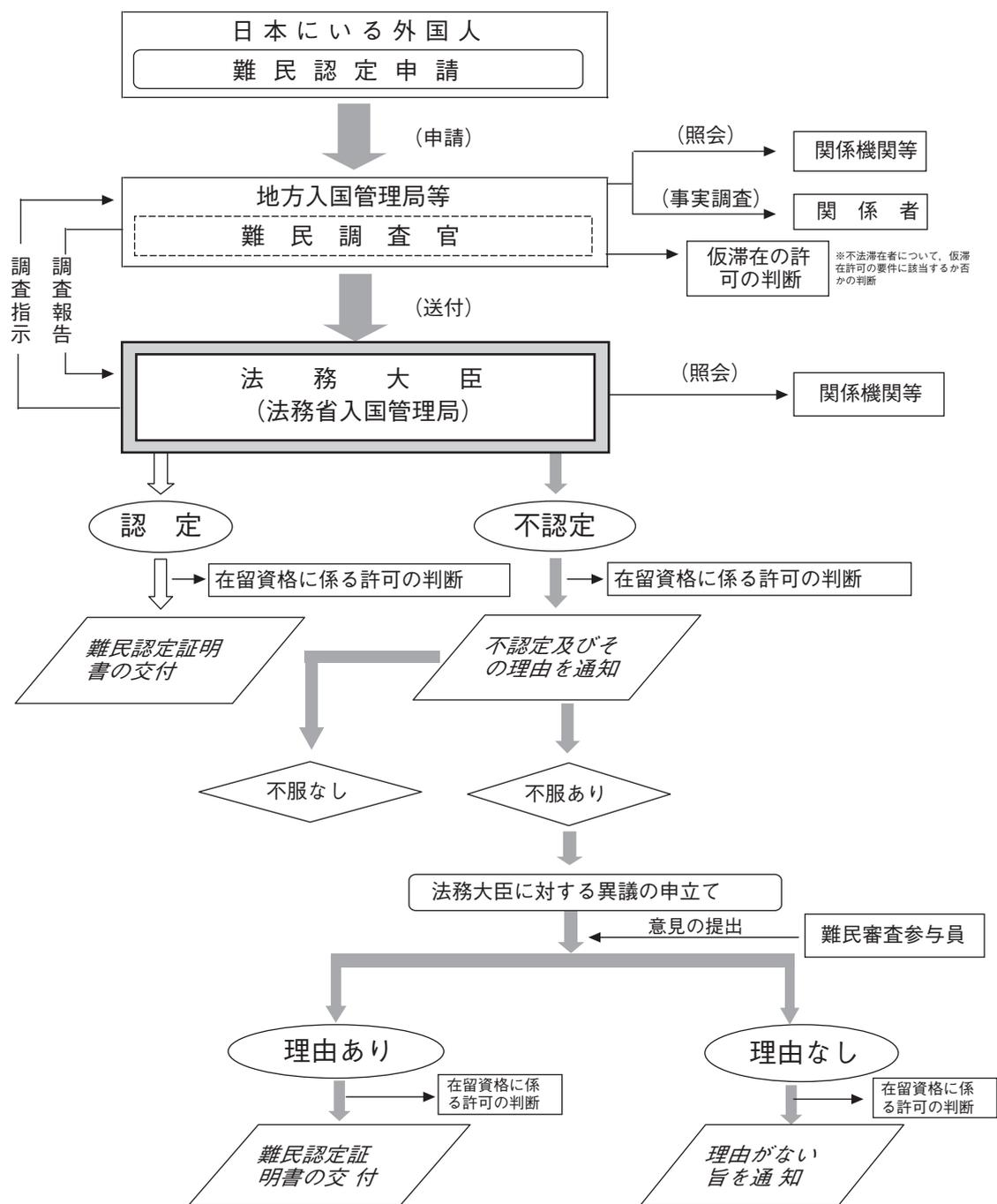
外国人の特例上陸許可の1つとして規定されている一時庇護のための上陸の許可（同法第18条

の2)は、昭和56年の入管法改正により新設されたものであり、その当初は主として、船舶により我が国に到着したボート・ピープルに与えられた。

この一時庇護のための上陸許可は、船舶等に乗っている外国人が難民条約に規定する5つの理由その他これらに準ずる理由により、難民に該当する可能性があり、かつ、その外国人を一時的に上陸させるのが相当であると思料するときに、入国審査官が許可することができ、上陸期間は、6月を超えない範囲内で定める(入管法施行規則第18条第4項)。この際、その外国人が旅券を所持していない場合や偽変造旅券で上陸の申請を行った場合についても、その制度の趣旨に照らして一定の要件を満たせば一時庇護のための上陸の許可が与えられる。

この許可を与えられて上陸した外国人は、その後我が国において難民認定申請を行うか、何らかの在留資格の取得を申請することが想定されているが、第三国での定住を希望して出国することもある。

### 難 民 認 定 業 務 図 解



## (6) 外国人登録制度

日本人については、戸籍の編製、住民基本台帳の作成がなされ、その身分関係や居住関係が明確にされているが、外国人は日本人と異なり、当然に我が国に在留できるわけではなく、我が国に在留するためには日本政府の許可を必要とするものである。そこで、身分関係や居住関係を明確にする前提として、個々の外国人がどのような内容の入国・在留の許可を受けているかなどを正確に把握する必要がある。このような日本人と外国人の我が国における基本的な法的地位の違いから、戸籍法や住民基本台帳法とは異なる制度が必要とされ、外国人登録制度と呼ばれる制度が定められている。

この外国人登録制度は、「外国人登録令」(昭和22年勅令第207号、同年5月2日公布・施行。)によって発足したが、昭和27年4月28日、平和条約の発効と同時に公布・施行された外国人登録法(昭和27年法律第125号)に引き継がれ、その後累次に及ぶ改正を経て現在に至っている。

同法は、その目的を、第1条において「この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。」と規定している。

制度の内容については、時代によって登録事項や登録証明書(注1)の切替期間等に変更があるが、現行制度では、我が国に入国した外国人は上陸した日から90日以内に、また、我が国で出生し、又は日本国籍を離脱するなどして外国人になった者はその日から60日以内に、居住地の市区町村長に対し外国人登録の申請をしなければならないこととされている。

登録原票(注2)については原則非公開であるが、その管理に関して明文で規定され、一定の関係者に対して一定の範囲でその内容の開示が認められている。

登録事項は、「氏名」、「生年月日」、「国籍」、「居住地」、「職業」、「在留の資格」等20項目あるが、永住者及び特別永住者については「職業」及び「勤務所又は事務所の名称及び所在地」を、また、入管法の規定により1年未満の在留期間を決定され、その期間内にある外国人については家族事項を登録事項から除外している。

また、16歳以上の外国人は、交付された登録証明書の常時携帯を義務付けられているとともに、原則として新規登録又は登録事項の確認を受けた日の後の5回目の誕生日(永住者又は特別永住者の場合は7回目)から30日以内に確認申請を行うこととなっている。

外登法に規定する市区町村の外国人登録事務は、法定受託事務とされている。そのため、入国管理局と市区町村の間で直接的な関係を有しつつ、的確な全国的基準に沿った処理を確保するため、入国管理局(国)は市区町村に対して処理基準を示し、あるいは技術的助言・勧告ができることになっている。

.....  
(注1) 本邦に在留する外国人から居住地の市区町村に新規登録申請等が行われたときに、市区町村長が外国人に対し交付する外国人登録証明書の略称である。

(注2) 我が国に在留する外国人の居住関係及び身分関係に係る外登法上の原簿である外国人登録原票の略称である。

## 4 在留資格一覧表及び在留期間一覧表

### (1) 在留資格一覧表

#### 入管法別表第一（第2条の2，第19条関係）

一

在留資格	本邦において行うことができる活動
外 交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員，条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動
公 用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項の下欄に掲げる活動を除く。）
教 授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究，研究の指導又は教育をする活動
芸 術	収入を伴う音楽，美術，文学その他の芸術上の活動（二の表の興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
宗 教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動
報 道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動

二

在留資格	本邦において行うことができる活動
投 資 ・ 経 営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わつてその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。）
法 律 ・ 会 計 業 務	外国法事務弁護士，外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動
医 療	医師，歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動
研 究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（一の表の教授の項の下欄に掲げる活動を除く。）
教 育	本邦の小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，盲学校，聾学校，養護学校，専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動

技 術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学，工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動（一の表の教授の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項，医療の項から教育の項まで，企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
人 文 知 識 ・ 国 際 業 務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学，経済学，社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項，芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教育の項まで，企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）
企 業 内 転 勤	本邦に本店，支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動
興 行	演劇，演芸，演奏，スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動を除く。）
技 能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動

## 三

在留資格	本邦において行うことができる活動
文 化 活 動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（四の表の留学の項から研修の項までの下欄に掲げる活動を除く。）
短 期 滞 在	本邦に短期間滞在して行う観光，保養，スポーツ，親族の訪問，見学，講習又は会合への参加，業務連絡その他これらに類似する活動

## 四

在留資格	本邦において行うことができる活動
留 学	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関，専修学校の専門課程，外国において12年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動
就 学	本邦の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは盲学校，聾学校若しくは養護学校の高等部，専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校（この表の留学の項の下欄に規定する機関を除く。）若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動
研 修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術，技能又は知識の修得をする活動（この表の留学の項及び就学の項の下欄に掲げる活動を除く。）
家 族 滞 在	一の表，二の表又は三の表の上欄の在留資格（外交，公用及び短期滞在を除く。）をもつて在留する者又はこの表の留学，就学若しくは研修の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

## 五

在留資格	本邦において行うことができる活動
特 定 活 動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動

(注) 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）において、在留期間の伸長等の特例措置を受ける「特定活動」の対象となる活動として、特定研究活動、特定研究事業活動、及び特定研究等特定家族滞在活動が、また、同法の一部改正（平成十五年六月六日法律第六十六号）において、特定情報処理活動及び特定情報処理家族滞在活動が規定されている。

## 別表第二（第2条の2，第19条関係）

在留資格	本邦において行うことができる活動
永 住 者	法務大臣が永住を認める者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもつて在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者
定 住 者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者

## (2) 在留期間一覧表

## 入管法施行規則別表第二

在留資格	本邦において行うことができる活動
外 交	法別表第一の一の表の外交の項の下欄に掲げる活動（「外交活動」と称する。）を行う期間
公 用	法別表第一の一の表の公用の項の下欄に掲げる活動（「公用活動」と称する。）を行う期間
教 授	3年又は1年
芸 術	3年又は1年
宗 教	3年又は1年
報 道	3年又は1年
投 資・ 経 営	3年又は1年
法 律・ 会 計 業 務	3年又は1年
医 療	3年又は1年
研 究	3年又は1年
教 育	3年又は1年
技 術	3年又は1年
人 文 知 識・ 国 際 業 務	3年又は1年

企業内転勤	3年又は1年
興行	1年, 6月又は3月
技能	3年又は1年
文化活動	1年又は6月
短期滞在	90日, 30日又は15日
留学	2年又は1年
就学	1年又は6月
研修	1年又は6月
家族滞在	3年, 2年, 1年, 6月又は3月
特定活動	1 法第7条第1項第2号の告示で定める活動を指定される者にあつては, 3年, 1年又は6月 2 1に掲げる活動以外の活動を指定される者にあつては, 1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間
永住者	無期限
日本人の配偶者等	3年又は1年
永住者の配偶者等	3年又は1年
定住者	1 法第7条第1項第2号の告示で定める地位を認められる者にあつては, 3年又は1年 2 1に掲げる地位以外の地位を認められる者にあつては, 3年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間

## 5 第3次出入国管理基本計画の概要

### 第3次出入国管理基本計画のポイント

#### 出入国管理基本計画とは

入管法第61条の10に基づき、法務大臣が、外国人の入国・在留の管理に関する施策の基本となるべき計画として、①入国・在留する外国人の状況、②外国人の入国・在留管理の指針、③その他の施策を定めることとされている。

#### 外国人の入国・在留をめぐる顕著な状況

##### 1 外国人の入国の状況

- 外国人入国者数は増加傾向。平成16年に過去最高の約676万人を記録。観光立国実現への取組等により、今後も増加見込み。
- 偽変造文書発見件数は増加傾向。手口の悪質・巧妙化のおそれ。

##### 2 外国人の在留の状況

- 外国人登録者数は年々増加。平成15年に過去最高の約192万人を記録。特別永住者数が減少する一方、ニューカマーの増加等により、今後も増加見込み。

##### 3 不法滞在者の状況

- 不法残留者数は平成5年をピークに減少し、平成17年1月現在約21万人と推計。不法入国者約3万人と合わせて約24万人の不法滞在者が存在。
- 不法残留者数の減少率は低下。その要因は、不法就労者の流入圧力が依然と高いほか、不法就労期間の長期化、不法滞在者の地方拡散化、ブローカーの関与等。

#### 出入国管理行政の主要な課題と今後の方針

##### 我が国が必要とする外国人の円滑な受入れ

##### 1 専門的、技術的分野における外国人労働者の受入れの推進

- 経済、社会の変化に応じ、在留資格の整備を行い、積極的に受入れを推進。
- 特に高度な人材については、在留期間の伸長等を実施。

##### 2 人口減少時代への対応

- 人口減少下においても、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れ推進が重要。
- 専門的、技術的分野とは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについては、受入れによる正負両面の効果を検証しつつ検討。

##### 3 観光等による国際交流の拡大

- 不法滞在の問題に留意しつつ、出入国手続を円滑化。

##### 4 留学生、就学生の適正な受入れ

- 真に我が国での勉学を目的とする者の受入れを促進し、留学生を偽装する者等には厳格に対処。

##### 5 研修・技能実習制度の適正化

- 制度の趣旨の周知・徹底及び運用の適正化を推進。
- 在留資格や上陸許可基準等について見直しを検討。

##### 6 長期にわたり我が国社会に在留する外国人への対応

- 永住許可要件の明確化・透明化、情報提供の充実等を通じ、外国人が安心して暮らしやすい社会の実現に貢献。

##### 7 外国人の円滑な受入れのためのその他の課題

- 手続の簡素化・迅速化、積極的な広報の実施。

##### 強力な水際対策の推進及び不法滞在者の大幅な縮減を通じた我が国の治安を回復するための取組

##### 1 水際対策の推進

- 問題点の分析等を通じた厳格な上陸審査等を実施。
- バイオメトリクス(生体情報認証技術)を活用した出入国審査の実施に向けた検討。

##### 2 厳格な在留審査

- 実態調査の積極的な実施、在留資格取消制度の積極的な活用等。

##### 3 綿密な情報分析及び関係機関と連携した強力な摘発

- 情報の収集及び綿密な分析を通じた積極的な摘発の推進。

##### 4 収容施設の活用と早期送還の実施

- 収容能力を強化、関係各国への働き掛けを通じ、不法滞在者の送還の一層の円滑化、迅速化。

##### 5 効率的な退去強制手続及び違反抑止のための制度の見直し

- 出国命令制度の活用等のほか、入管法の違反事実を争わない者に係る退去強制手続の簡素化等について検討。

##### 6 法違反者の状況に配慮した取扱い

- 人身取引の被害者など人道的配慮を要する者には適切に対応。

##### その他の主要な課題

- 情報の収集・分析機能の強化を含めた出入国管理体制の整備を継続。
- 国際協力の更なる推進、難民認定制度の適正な運用、外国人登録制度の適切な運用。

## 6 第3次出入国管理基本計画（抜粋）

### I はじめに

平成12年3月の第2次出入国管理基本計画策定後の出入国管理行政を取り巻く状況の変化を見ると、外国人旅行者の訪日促進を通じた観光立国実現への取組、高度人材を始めとする専門的、技術的分野における外国人労働者の一層の受入れなど我が国が歓迎すべき外国人の受入れ促進が求められており、また、我が国の生産年齢人口は既に減少を始め、加えて、平成18（2006）年をピークにして、総人口も減少すると見込まれており、この人口減少時代における出入国管理行政の在り方を示す時期に来ている。

その一方で、依然として高水準で推移する不法滞在者が社会面・治安面で問題化しており、平成20年までの目標である不法滞在者の半減に向けて、これまでにない強力な対策を講ずることが喫緊の課題となっている。また、平成13年9月に発生した米国同時多発テロ事件を契機として、テロリスト等の国際間の移動を水際で確実に阻止することが国の内外において一層重要な課題となっている。

こうした状況の変化に対して、出入国管理行政の施策の基本となるべき事項を内外に示し、的確に対応していくため、第2次出入国管理基本計画の策定から5年となる今、第3次出入国管理基本計画を策定することとした。

本計画は、当面5年の期間を想定して策定したものであるが、出入国管理行政を取り巻く今後の情勢の変化に対応して、5年を経過する以前においても必要に応じて見直していくこととする。

### Ⅲ 出入国管理行政の主要な課題と今後の方針

#### 1 我が国が必要とする外国人の円滑な受入れ

##### (1) 専門的、技術的分野における外国人労働者の受入れの推進

###### ア 専門的、技術的分野における外国人労働者の受入れの基本的な対応

専門的、技術的分野の外国人労働者については、専門知識、技術等を有し、我が国の経済社会の活性化に資することから、これまでも積極的な受入れを図っているが、現行の在留資格や上陸許可基準に該当しないものでも、専門的、技術的分野と評価できるものについては、経済、社会の変化に応じ、産業及び国民生活に与える影響等を勘案しつつ、在留資格や上陸許可基準の整備を行い、積極的な受入れを進めていく。

例えば、国内法制との整合性に留意しつつ、国際的なビジネス活動の活発化の中で必要とされる長期出張者など新たな形態の在留活動に対応する在留資格を検討していく。また、情報処理技術に関する資格・試験の相互認証を通じた受入れを今後とも進めていくとともに、他の分野においても、例えば、相互認証を含め、資格・試験等を活用することを通じて専門性、技術性を確保しつつ、今後我が国の国際競争力を維持するためにも必要となる高い付加価値を生み出す外国人労働者を適切に受け入れるため、在留資格要件の緩和等の見直しを行う。

また、我が国の看護師国家資格を有する外国人看護師については、我が国での滞在は研修目的で4年間までとされている現行の就労期間制限を緩和して受入れの拡大を図っていく。我が国の国家資格を有する外国人医師については、就労場所の制限や、我が国での滞在は研修目的で6年までとされている就労期間制限の緩和を図っていく。外国政府との間で、一定の数の相手国の医師又は歯科医師を相互に受け入れ合う旨を文書により確認し、英語による国家試験に合格した後我が国において診療対象を外国人に限定する等の条件の下で診療行為を行う外国人医師・歯科医師については、その受入れが外国人の住みやすい環境を整備することにもつながると考えられることから、今後の協定の締結状況等も踏まえつつ、上陸許可基準の整備を行う。

なお、各国との間で進められている EPA（経済連携協定）締結交渉において、「人の移動」に係る事項も主要な論点となっており、専門的、技術的分野と認められるものについては、その円滑な受入れを積極的に図ることとし、必要に応じて不法就労等の問題を防止するための方策も含め、その受入れの枠組みについて関係府省と連携して検討していく。

#### イ 高度人材の受入れ促進

経済のグローバル化や産業の高度化に伴い、世界で通用する専門的な知識や技術等を有する優秀な外国人の国際的な人材獲得競争は激しくなっている。そのような高度人材が実際に我が国に入国し、定着するか否かは、個々の企業の雇用条件などの我が国の経済的な魅力や生活環境等による影響が大きいが、そうした高度人材は我が国の経済社会にとって多大なる貢献が期待できることから、出入国管理行政としてもその獲得・定着化のための方策を講ずる必要性が増している。そこで、現在も積極的な受入れを図っている専門的、技術的分野の外国人のうち、例えば、各国がその専門的な知識や技術の獲得を争うような、より高度な知識や技術を有する外国人など、高度人材といえる範囲について検討した上で、以下のような措置を順次実施していく。

##### (ア) 在留期間の伸長等

現在、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年とされ、行っている活動を継続している場合には回数の制限なく更新は可能であるが、経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、1回の許可でより長期間の在留期間を決定することとし、安定的に我が国で活動しやすい方策を構築する必要性が指摘されている。

一方で、不法滞在者のみならず、正規の在留資格を有しながら本来の目的とは異なる活動を行う偽装滞在者の存在が大きな問題となっていることから、雇用機関を限定するなど、問題を発生させないための制度を構築する必要がある。この際には、平成17年度中に実施することとされている構造改革特別区域制度における外国人研究者受入れ促進事業の全国展開と並行して、雇用機関等に一定の責任・義務を課すことについても検討する。

その上で、在留期間を伸長しても不法就労等の問題を発生させない仕組みを確立することを前提に、高度人材の在留期間の伸長を図っていく。また、併せて高度人材に含まれない専門的、技術的分野の在留資格に係る在留期間の伸長についても検討していく。

##### (イ) 永住許可要件の緩和と明確化・透明化

我が国が歓迎すべき外国人の中でも特に優秀な人材である高度人材については、我が国への入国、定着、永住を促進する施策を採ることが社会全体にとって有益と考えられる。そこで、我が国が高度人材の受入れを歓迎している姿勢を外国人のみならず社会に示すためにも、永住許可要件を明確化した上で公表し、高度人材の定着化を促進していくとともに、高度人材に対する永住許可要件の緩和について、上記（ア）の高度人材の在留期間の伸長と併せて検討していくこととし、その際には、在留期間の更新に係る負担の軽減についても検討していく。

#### (2) 人口減少時代への対応

我が国の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計（中位推計）によれば、平成18（2006）年に1億2,774万人でピークに達した後、以後長期の人口減少過程に入り、平成62（2050）年には約1億60万人になると予測されている。また、生産年齢人口は既に平成7（1995）年の8,717

万人をピークに減少に転じており、平成62（2050）年には5,389万人にまで減少すると予測されている。これを単純に外国人の受入れだけで補完しようとすれば、例えば生産年齢人口のピークを維持するためにはピーク時以降毎年約65万人の外国人の受入れが必要になると試算されているが、単に量的に外国人労働者の受入れで補おうとすることは適切ではない。

少子・高齢化に伴う人口減少社会への対応は、少子化対策、女性・高齢者の労働力率向上対策など様々な他の分野の施策と併せて検討されるべきものであるが、出入国管理行政としても、人口減少時代における外国人労働者受入れの在り方を検討すべき時期に来ていると考えられる。

生産年齢人口が大幅に減少していく中においては、まず、専門的、技術的分野における外国人労働者の受入れを一層積極的に推進していくことが重要であり、専門的、技術的と評価できるものについては、経済、社会の状況の変化に応じ、在留資格や上陸許可基準の見直しを行っていく。

さらに、そのような生産年齢人口の減少の中で、我が国経済の活力及び国民生活の水準を維持する必要性、国民の意識及び我が国の経済社会の状況等を勘案しつつ、現在では専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについて着実に検討していく。その際には、新たに受入れを検討すべき産業分野や日本語能力などの受入れ要件を検討するだけでなく、その受入れが我が国の産業及び国民生活に与える正負両面の影響を十分勘案する必要がある、その中には例えば国内の治安に与える影響、国内労働市場に与える影響、産業の発展・構造転換に与える影響、社会的コスト等多様な観点が含まれる。

なお、高齢化が進行する中で必要とされる介護労働者については、EPA（経済連携協定）に基づく受入れの状況を見極め、また、この分野が日本人の雇用創出分野と位置付けられていることも踏まえつつ、その受入れの可否、受け入れる場合の方策について検討していく。

いずれにしても、人口減少、少子・高齢化への対応は、単一の行政分野だけで解決できる問題ではなく、技術革新のための取組など産業分野を含めた様々な分野の施策の連携が不可欠であり、その中で、出入国管理行政としても様々な要望を考慮しつつ検討を進めていくこととする。

### (3) 観光等による国際交流の拡大

#### ア 観光立国への貢献

我が国は、観光の分野において、海外への旅行者数が世界第11位を占める一方で、我が国を訪れる外国人旅行者数は世界第33位にとどまっており、大きな不均衡が生じている状態にある。

そこで、現在、我が国を訪れる外国人旅行者を2010年までに倍増させることを目標に、政府として観光立国の推進に取り組んでいる。

観光立国を実現させるため、平成15年4月に、有識者で構成された観光立国懇談会において「住んでよし、訪れてよしの国づくり」を副題とする報告書が取りまとめられ、これを受けて、同年7月には、全閣僚を構成員とする観光立国関係閣僚会議において、「観光立国行動計画」を策定し、具体的な方策を示している。また、平成16年11月には、学識経験者で構成された「観光立国推進戦略会議」において、観光立国実現のための施策を効果的総合的に実施するための55の提言が取りまとめられた。出入国管理行政においても、不法滞在等の問題に留意しつつ、訪日外国人旅行者の円滑な出入国手続の実施を通じて、観光立国の実現に貢献していく。

そこで、訪日観光客を始めとした外国人入国者の円滑な上陸審査の実現のため、セカンダリ審査（2次的審査）の導入、プレクリアランス（事前確認）の実施等により、メリハリのきいた厳格な審査を確保した上で、大多数の善良な外国人の上陸審査における待ち時間の短縮を目指していく。

#### (4) 留学生、就学生の適正な受入れ

留学生、就学生は、我が国と諸外国との相互理解を一層増進させ、友好関係を深化させる役割を担うことが期待されていることから、「未来からの大使」とも言われている。我が国に留学、就学しようとする外国人は、我が国に興味を持って、留学先、就学先に我が国を選び、我が国の文化に触れながら我が国で学んだという意味で、将来、我が国のよき理解者となり得る人材と考えられる。また、そのような外国人が専門的な知識や技術を習得し、日本国内や世界各国で活躍することは、経済、文化の両面から我が国の発展を支える基礎となると考えられることから、留学生、就学生の受入れを、今後とも積極的に進めていく必要がある。

しかしながら、我が国が留学生政策として昭和58年に策定した「留学生受入れ10万人計画」は平成15年に達成された一方で、真の入国目的は我が国での就労であるにもかかわらず、留学生、就学生を偽装して入国・在留を図るケースや、入国後、経済的事情等のため不法就労や犯罪に走るケースも少なからずあることから、今後は、質的な面での向上が求められている。

今後、真に我が国での勉学を目的とし、将来の我が国の理解者として各界で活躍する人材を留学生、就学生として受け入れるためには、大学等の教育機関における教育内容の充実が図られるとともに、適切な入学者選抜の実施や在籍管理が行われることが不可欠である。また、留学生、就学生が学習意欲を高め、安心して勉学に専念できるよう、奨学金制度の充実、宿舎の確保などその環境の整備充実や、大学教育の質の向上が図られる必要がある。

出入国管理行政とこれらの施策との連携は不可欠であり、例えば、日本留学試験、日本語能力試験の結果等の活用や、不法残留等の状況に応じたメリハリのある審査などを通じ、真に我が国での勉学を目的とし、能力を有し、勉学を継続できる環境の整っている留学生、就学生の受入れを促進し、留学生、就学生を偽装する等の外国人に厳格に対処することで適正な受入れを確保するとともに、優秀な学生が大学等を卒業後、就労資格への変更を希望する場合の手続の円滑化など、質の高い留学生、就学生の受入れに貢献していく。

#### (5) 研修・技能実習制度の適正化

##### ア 制度の趣旨にのっとった運用の適正化

研修・技能実習制度は、受入人数も年々増加し、製造業を中心に産業界で広く普及しつつある制度である。しかしながら、研修生・技能実習生を単なる低賃金労働者として扱うなど、学習である「研修」と雇用関係の下での技術等の修得である「技能実習」というそれぞれの制度の趣旨が受入れ団体・企業、研修生・技能実習生本人及び外国の送出国機関に十分に理解されていないケースがある。そこで、監査担当者に対する積極的な指導の実施を始め、制度の趣旨の周知・徹底を図るとともに、必要に応じて労働行政とも連携しながら、実態調査の強化など厳格な審査を行い、本人に責のない研修生・技能実習生の保護に配慮しつつ、不正行為を行った機関は3年間の受入れ停止とするなど、制度の趣旨にのっとった運用の適正化を図っていく。

その際、現行制度下において、開発途上国等への技術移転による国際貢献に成功している事例を分析し紹介するなどして、受入れ機関が改善に取り組む方向性を示していく。

##### イ 制度の見直し

研修・技能実習制度を適正かつ円滑に推進し一層充実させていくためには、上記のような運用の適正化だけでなく、関係府省とも連携しつつ、制度自体の見直しも併せて行う必要がある。具体的には、第2次出入国管理基本計画においても検討の方向性を示していた技能実習に係る在留資格の創設のほか、実務研修中における法的保護の在り方等の制度の見直しについて、適

正かつ円滑な技術移転を推進するという観点に十分配慮しつつ、検討していく。また、問題の少ない企業単独型研修については企業活動の変化等に応じた基準の緩和を、問題の多く発生している団体監理型研修については、その状況に応じた適正化を図るため、受入れ団体の監理責任を強化するなど、基準の厳格化を検討していく。技能実習の対象職種については、国際貢献に資する観点から、幅広く対象職種を見直していくとともに、関係府省と協力し、これらの要望に円滑かつ迅速に対応できる方法を引き続き検討していく。これらの検討の際には、研修生・技能実習生本人、研修生等の送出国及び受入国である我が国にとって望ましい透明かつ適正な制度を確立し、技能・技術の移転を推進していくという観点が含まれる。

#### (6) 長期にわたり我が国社会に在留する外国人への対応

長期にわたり我が国に在留する外国人は、観光等の一時的な滞在者と異なり、地域社会との関わりを持つ住民であり、こうした生活者としての外国人への対応は、その増加に伴って一層重要となってきた。これらの外国人のうち、我が国に永住しようとする外国人に対しては、永住許可要件の明確化・透明化を図っていく。

また、外国人が住みやすい環境作りを進めていくためには、日系人が多く在留する地域で見られるような生活環境の問題等に適切に対処する必要があることから、労働、教育、福祉に係る支援施策等様々な分野の施策の連携が不可欠であり、このため、地方公共団体等の取組なども参考に、国全体としての方策を検討していく必要がある。その際には、外国人が我が国で様々な活動を行っていく上で、日本語によるコミュニケーション能力が重要であることから、国内外の外国人に対する日本語教育・普及施策を担う関係府省との連携を深めていくとともに、今後の受入れの在り方の検討を含め、出入国管理行政としても役割を果たしていく。我が国に外国人が住みやすくするためには、例えば、外国人医師の受入れによる母国語での医療提供の機会を提供することを通じて、外国人が安心して暮らしやすい日本を実現していくことなどが考えられる。

さらに、外国人と関わる機関は幅広く、必ずしも日本語や我が国の行政組織に詳しくない外国人にとっては、行政サービスを受ける場合に、相談窓口が不明であることなども考えられることから、ホームページの機能の拡充や、関係行政機関及び外国人に対する支援活動を行う民間団体等と協力し、例えば、地域単位で情報交換、情報提供等を行う連携体制の構築といった取組への参画や、各地方入国管理局の窓口には置かれた外国人在留総合インフォメーションセンターにおいて、他行政に関する相談も受け付け、然るべき行政機関を紹介するなど、外国人の生活を支援するための方策の可能性についても検討していく。

## 2 強力な水際対策の推進及び不法滞在者の大幅な縮減を通じた我が国の治安を回復するための取組

我が国における不法滞在者数は、現在、約24万人と推計されているが、近年、外国人犯罪の深刻化が進み、その態様も、侵入強盗等の凶悪なものが増加しているほか、暴力団と連携して犯罪を敢行している例も見られるなど、不法滞在者の存在が外国人犯罪の温床となっているとも指摘されている。

このような状況に対処するため、平成15年12月の犯罪対策閣僚会議において決定された「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」においても、今後5年間で不法滞在者を半減させ、国民が安心して暮らすことができるようにするとともに、平穏かつ適法に滞在している多くの外国人に対する無用の警戒感を払拭することが必要とされている。

出入国管理行政としては、我が国が必要とする外国人の受入れを一層積極的に進めていくためにも、社会が外国人の受入れに抵抗感を持つこととなる不法滞在者を減少させ、外国人を受け入れや

すい環境を作っていく必要があり、警察を始めとした関係機関との連携を従来以上に密にしつつ、不法滞在者の半減に向けた取組を強力に推進していく。

また、テロリストを入国させないための対策の強化が重要な課題となっており、平成16年12月の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において決定された「テロの未然防止に関する行動計画」も踏まえ、テロの未然防止を図るための一層強力な水際対策を推進していく。

### (1) 水際対策の推進

水際対策は、単に我が国での不法滞在、不法就労を目的とする外国人だけでなく、テロリストや犯罪を目的とする外国人などの入国を水際で阻止するためにも必要であり、国際空港・港湾に設置された空港・港湾危機管理（担当）官等の関係機関とも連携しつつ、積極的に推進していく。

#### ア 厳格な上陸審査等の実施

不法滞在者を大幅に縮減するためには、不法滞在を目的とする外国人を我が国に来させないこと、入らせないことが必要である。このため、不法残留となった直前の時点での在留資格のうち70%を占める「短期滞在」のほか、「興行」、「就学」、「留学」、「研修」等不法残留者の発生が多い在留資格については、受入れ機関、出身国等を分析して特に厳格な上陸審査を実施するとともに、必要に応じて上陸許可要件を見直していく。さらに、在留資格認定証明書交付申請に係る審査において、実態調査を積極的に行う等厳格な審査を行っていく。

また、不法滞在を目的とする外国人を来日させないためには、外務省の査証審査業務との連携も不可欠である。

#### イ バイオメトリクスを活用した出入国審査の導入

テロリスト、過去に我が国から退去強制された外国人及び犯罪を犯した外国人を水際で確実に発見し排除するためには、従来から行っている偽変造文書対策を更に強化するとともに、バイオメトリクス（生体情報認証技術）の出入国審査への活用が有効と考えられる。

そこで、「テロの未然防止に関する行動計画」（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）に基づき、上陸審査時に外国人の顔画像及び指紋情報の取得を行うため、実施に当たっての諸留意点を整理した上、諸外国の動向等を踏まえつつ、法的整備を行っていくこととするなど、必要な準備を進めていく。また、査証申請時における申請者の指紋採取については、外務省において在外公館の体制や資機材の整備状況、諸外国の動向等を踏まえ、順次検討の上実施することとされており、実施される場合における上陸審査との連携について検討していく。

また、日本人の出帰国審査においては、当面は、希望者についてバイオメトリクス（生体情報認証技術）を活用することにより、自動化ゲートの導入を図り、更に外国人への拡大についても検討していく。

#### ウ その他の新たな手法の導入

外国を出発した航空機が我が国に到着する前に、航空会社が乗員・乗客の氏名等の情報を送信することにより、入管、税関、警察の保有する要注意人物リスト等との照合を自動的に行う事前旅客情報システム（APIS）を平成17年1月から導入しており、この活用等により、厳格な上陸審査を推進していくとともに、当面は航空会社の任意の参加により開始された同システムの運用状況等を踏まえつつ、義務化に向けた検討を行っていく。

さらに、1（3）アでも記載したとおり、セカンダリ審査（2次的審査）の導入や、プレク

リアランス（事前確認）の実施等によりメリハリのきいた厳格な審査を確保し、また、外国の空港に派遣されたリエゾンオフィサー（連絡渉外官）と呼ばれる我が国の偽変造文書鑑識技術の専門職員が偽変造旅券等を見分けて航空会社職員が航空機への搭乗そのものを阻止したり、航空会社等に対して我が国に入る航空機等に搭乗しようとする外国人の旅券等の確認義務を課したりするなどの方策の導入を図っていく。加えて、ICPO（国際刑事警察機構）において構築が進められている紛失・盗難旅券に関する情報のリアルタイムな共有を可能にするデータベースの情報を入国審査の際に活用するための必要な準備を行っていくほか、関係府省の協議により認定されたテロリストの入国を阻止する等のための法的整備を行っていくなど、水際対策の実効性を高めていく。

### (3) 綿密な情報分析と関係機関と連携した強力な摘発

不法滞在者の半減のためには、既に我が国に不法滞在している外国人の退去強制を強力に実施していく必要がある。このため、不法滞在者に関する情報の収集及び収集した情報の綿密な分析を行い、その上で全国の主要な繁華街等不法滞在者が集中する地域での摘発を強化するとともに、警察等関係機関との合同摘発の恒常化を図り、入国目的を偽るなどして我が国に不法に滞在する外国人が長期に不法就労することが困難な環境を作り、我が国での不法滞在は割に合わないという認識を浸透させていく。

また、不法滞在者の数を減らすための摘発と同時に、これらの不法滞在を助長する環境を改善するため、警察等と連携して不法就労助長罪による悪質な雇用主やブローカー等の摘発を積極的に推進していくとともに、不法就労あっせんブローカーや偽造旅券、偽造外国人登録証明書等の作成・販売ブローカーなど、不法滞在者の我が国における滞在を容易にする者の摘発も強化していく。

### (4) 収容施設の活用と早期送還の実施

不法滞在者を半減させるためには、摘発を大幅に強化する等して我が国から退去強制する外国人を相当数増加させる必要がある。そのためには、十分な収容能力の確保と迅速な送還が不可欠である。そこで、収容施設の整備を引き続き行い、収容能力を強化していく。また、送還を迅速かつ確実に行うため、関係各国への働き掛けを強化して旅券等不法滞在者の帰国用渡航文書の発給の円滑化・迅速化を図っていくほか、航空会社に対する協力要請を強化していく。さらに、空港支局においては、円滑な送還を実現するため、送還基地としての機能を強化していく。

### (5) 効率的な退去強制手続及び違反抑止のための制度の見直し

限られた体制で不法滞在者対策を推進していくためには、効果的・効率的に退去強制手続を進めるための制度の見直しも必要である。

そのような意味においても、退去強制事由の追加や罰則の見直しだけでなく、出国命令制度の創設の意義は大きく、同制度の活用により既に我が国に潜在している不法滞在者の自主的な出頭を促していく。不法滞在者の摘発においては、警察との恒常的な摘発を強力に推進するとともに、入管法第65条を活用するなどして、刑事手続から早期に退去強制手続へ移行させることによって効率的な退去強制手続を進めるとともに、いわゆるリピーター等の悪質な不法滞在者に対しては、警察等に関係罰則の厳正な適用を要請する。

また、本邦での在留を希望して出頭する不法滞在者については、そのほとんどは違反事実を争うものではないにもかかわらず、現行法の規定では違反調査の後、違反審査、口頭審理及び法務

大臣の裁決までのいわゆる三審制の手続を踏むことが求められており、行政側、出頭した不法滞在者側の双方にとって大きな負担となっていることから、違反事実を争わず在留特別許可を求めた案件については、手続を簡素化する措置を検討していく。

さらに、在留実態に問題がなく、単に失念により在留期間を過ぎて不法残留状態になってしまった外国人について、現行法では在留期間更新等の申請を受理することができないため、退去強制手続を執った上で在留特別許可を与えるしか正規在留者に戻す方法がないところ、これが行政側、結果として不法滞在となった外国人の双方にとって大きな負担となっていることから、不法残留期間が短く、在留実態に問題がない案件については、上記の三審制の見直しと併せて、何らかの救済措置を検討していく。

他方、迅速な退去強制を強力に推進するため、送還費用の本人負担の法令上の原則化に加え、関係国や航空会社等との協力の強化を通じた帰国用旅行文書の速やかな発給や送還便の確保等による送還促進の枠組みの構築なども検討していく。

このほか、不法滞在を助長する環境を改善し、違反を抑止するため、ブローカーや雇用主の摘発を強化するだけでなく、関係機関とも連携して、雇用主等に対し外国人の身分事項、在留資格の確認を要請し、必要に応じてその制度化も検討していく。

## (6) 法違反者の状況に配慮した取扱い

### ア 我が国社会とのつながりを踏まえた対応

不法滞在者の大幅な縮減は出入国管理行政に課せられた喫緊の課題であるが、一方で、法違反者であっても、日本人との身分関係を有するなど人道的な観点から配慮を要する外国人も存在する。

我が国は、新たな不法滞在者の流入及び不法滞在の長期化を誘発するいわゆるアムネステイ政策は採っていないが、従来から、我が国社会とのつながりが深く、退去強制することが人道的な観点から問題が大きい場合には、在留を特別に許可してきている。今後とも、不法滞在者に及ぼす影響等に十分配慮しつつ、日本人、永住者等と身分関係を有するなど、我が国社会とのつながりが十分に密接と認められる不法滞在者に対しては、人道的な観点を十分に考慮し、適切に対応していく。

また、在留特別許可の許否の判断は、法務大臣の広範な裁量によるものであり、個々の事案ごとに諸事情を総合的に考慮して決定するものであることから、明確な基準を策定することは困難であるが、在留特別許可に係る透明性を高めるため、既に公表している在留特別許可の事例をより充実させ、さらに、他の不法滞在者に及ぼす影響等に十分配慮しつつ、在留を特別に許可する際のガイドラインについて、その策定の適否も含めて、今後検討していく。

### イ 人身取引等の被害者への配慮

人身取引は、重大な人権侵害である。不法滞在となった原因が人身取引によるものであった場合は、これまでも、退去強制手続に当たる職員は人権、心情に配慮した適切な対応を行ってきたほか、被害者である不法滞在者が引き続き本邦での在留を希望する場合には、法違反となった経緯、在留を希望する理由、在留状況等を総合的に考慮して、在留特別許可の可否について決定してきたところである。今後は、その保護を一層充実し、確実なものとしていくため、人身取引の結果として売春に従事させられるなどしていた外国人に対する上陸拒否事由や退去強制事由の見直し等を行っていく。また、「興行」の在留資格については、予定されていた興行活動を行わず風俗営業店等においてホステス等として不法就労している外国人が相当数存在

し、中には客との同伴や売春を強制されるなど、近年国際的な問題となっている人身取引の被害に遭っている外国人も見られることから、こうした状況の適正化を図り、「興行」が人身取引に悪用されないための見直しを行っていく。さらに、被害者の水際における発見のための対策も強化していく。人身取引問題への対応に当たっては、内外の関係機関との連携を強化していく。

配偶者からの暴力も重大な人権侵害であり、「日本人の配偶者等」の在留資格を有する外国人が配偶者からの暴力により別居又は離婚した場合であっても、引き続き在留を希望する場合には、在留状況、生活能力等を総合的に勘案して以後の在留の可否を判断する取扱いを継続していく。併せて、配偶者からの暴力を受けたことに伴い、在留期間内に所要の申請を行うことができないなどの事情で不法滞在に至った場合についても、その状況等を総合的に考慮して在留特別許可の判断を行っていく。

### 3 その他の主要な課題

#### (1) 出入国管理体制の整備

今後、本計画に記載した事項を着実に実施し、我が国が歓迎すべき外国人の受入れを一層積極的かつ円滑に進めるとともに、不法就労等を企図する外国人を確実に排除するためのチェック体制の強化を図ることを通じて国内外の要請に応え、我が国の一層の発展に貢献していくためにも、出入国管理体制の整備を継続的に進めていく。

この際には、出入国管理に関する情報を一元的に集約、分析し、上陸審査、在留審査、不法滞在者の摘発などあらゆる分野でそれらの情報をいかしていくことにより、円滑化と厳格化を両立させる情報活用を図っていく。

#### (2) 新たな難民認定制度の適正な運用

難民認定制度については、難民審査参与員制度の新設等を内容とする制度の見直しが行われた。今後、新たな制度を円滑かつ適正に運用し、難民を偽装する外国人を排除しつつ、真の難民を確実に庇護して国際社会における責任を果たしていく。

また、難民認定申請を迅速・適切に処理していくためには、難民調査に係る体制の整備や調査技術の向上等のための研修の充実に加えて、情報、とりわけ出身国情報の蓄積が不可欠であり、関係機関との積極的な情報交換に努めるとともに蓄積した情報を調査に活用していく。

## 7 第4次出入国管理政策懇談会報告書の概要

### 第4次出入国管理政策懇談会報告書のポイント

〈達成すべき目標〉

我が国の経済活力及び国民生活の維持,向上  
(人口減少下においては,これらの維持,向上は困難化の可能性)

〈目標達成のための主要な課題〉

- 人口減少への対応
- グローバル化への対応
- 円滑化と厳格化の両立・推進

#### 課題への対応のための基本認識・主な検討課題

##### 1 専門的,技術的分野における外国人労働者の受入れの促進

(1) 専門的,技術的分野における受入れ全般について

〈基本認識〉

- 我が国経済の持続的発展のためTFP向上に寄与する人材への需要増加
- 諸外国との経済的連携深化に伴う交易業務等従事者への需要増加
- 日本人と外国人との協働による活性化効果に対する期待
- 多様な経済活動への対応のニーズ増加

〈検討課題〉

- 現行制度の周知,透明性の向上,事例の公表
  - 新たな活動形態に係る受入れニーズに対応する受入れ枠組みの構築
  - 審査の迅速化・簡素化の推進等
- (2) 特に高度な人材の受入れの促進

〈基本認識〉

- 特に高度な人材の我が国経済への貢献は特に大
- 世界的人材獲得競争の中で受入れ促進のインセンティブ付与が重要

〈検討課題〉

- 一度に付与される在留期間の長期化
- 特に高度な人材に係る永住許可要件の緩和等
- 在留活動に制限のない在留資格の付与

##### 2 人口減少時代における出入国管理行政の課題

〈基本認識〉

- 専門的,技術的分野の外国人労働者の受入れの一層の推進が重要
- 生産年齢人口等の減少の大部分を外国人労働者の受入れで単に量的に補うことは非現実的
- 経済活動のボトルネック回避のため,外国人受入れについても検討
  - ・前提→高齢者,女性の労働力率の上昇,機械化・効率化
  - ・受入れに当たっては,各種の問題を回避し,安全・秩序の維持が重要
    - 輸入による代替性がなく,労働集約的な分野で将来的なニーズがあること等の要素を見極めることが重要

##### 3 人材育成を通じた国際関係の展開

(1) 研修・技能実習制度

〈基本認識〉

- アジア経済の発展の中で,制度の重要性は増大
- 一方で不正行為認定事例の発生等問題も一部に顕在化

〈検討課題〉

- 制度趣旨の徹底,実態調査の強化,積極的な不正行為認定等
- 実務研修と技能実習を合わせた在留資格の創設等制度的な対応
- 再研修のガイドライン化等

(2) 留学,就学

〈基本認識〉

- 近隣諸国との関係の緊密化の中で,一層の相互理解等の促進に貢献
- 日本人学生等にとって,異文化に触れる機会となり,経済社会の活性化に貢献
- 一方で不法就労目的の者等問題も一部に顕在化

〈検討課題〉

- 不法残留率に応じた審査の実施
- 留学生の就職のための残留資格変更許可申請に対する柔軟な対応の明示等

##### 4 文化交流の拡大(訪日観光客の拡大等)

〈検討課題〉

- バイオメトリクスを活用した出入国審査体制の確立
- ワーキングホリデー制度の対象国の拡大等

##### 5 長期にわたり我が国に滞在する外国人への対応

〈検討課題〉

- 我が国への貢献による永住許可・不許可についての要件の明確化
- 情報提供の推進等外国人が住みやすい環境作り等

##### 6 不法滞在者問題への対応

〈検討課題〉

- 積極的な摘発,円滑な送還の実施等
- 在留特別許可手続の簡素化,判断基準の明確化
- 人身取引の被害者に対する配慮等
- 上陸審査及び在留審査の厳格化と円滑化の両立

## 8 第4次出入国管理政策懇談会報告書（抜粋）

### 第1 はじめに—今後見込まれる状況変化と出入国管理行政の役割

我が国では、急速な少子・高齢化が進行しており、総人口が減少する時代も目前に控えている。このような状況下においては、生産年齢人口の減少に伴い、働き手の減少による経済活動の停滞も懸念される。

高齢化や人口減少の急速な進行が今後の経済成長や国民生活に与える影響については、様々な政策努力によって対応していくことが必要と考えられるが、出入国管理行政としても、我が国の経済活力及び国民生活の維持、向上に貢献していくため、そのような時代における外国人の受入れの在り方について考え方を整理すべき時期に来ている。

また、企業活動の国際化の進展に伴って、外国人労働者受入れの一層の円滑化を求める声が強まっているが、その受入れ範囲の拡大ばかりでなく、これまでも受入れ可能である専門的、技術的分野の外国人労働者をより受け入れやすくするための方策も必要である。

もっとも、出入国管理行政は、テロリスト等我が国の治安を脅かす者の入国を確実に阻止するとともに、悪質な不法滞在者やブローカー等の取締りを強化し、現在約25万人と推定される不法滞在者を平成20年までに半減させるという、我が国の治安と安全の確保のための重い責務を課されているとともに、外国人労働者のみならず、平成15年の時点で年間約500万人にとどまっている訪日外国人観光客の数を同22年（2010年）に1,000万人とする政府の計画に沿って、外国人旅行者の円滑な受入れを促進する責務をも負っている。このように一見相反する厳格化と円滑化という双方の方策を、同時に、的確に遂行していくための課題は山積しており、出入国管理行政の果たす社会的役割はますます重要となっている。

出入国管理政策懇談会においては、以上のような認識に立って、これまで各種のテーマについて精力的な議論を行ってきた。テーマによっては、すぐに着手すべき短期的課題から、今後の状況変化等を踏まえながら引き続き検討を要する長期的課題まで様々であるが、厳格化と円滑化という課題に的確に対応していくため、検討すべき具体的な措置として掲げた項目の着実な実施・検討を推進していくとともに、現在、法務省において検討中の第3次出入国管理基本計画の策定に当たって、これらの項目が最大限盛り込まれることを期待したい。

### 第2 我が国が必要とする外国人の円滑な受入れ

#### 1 専門的、技術的分野における外国人労働者の受入れの推進

##### (1) 専門的、技術的分野における受入れ全般についての基本的考え方と対応

今後とも我が国経済の持続的な発展を維持していくためには、生産性の向上に資する機器やビジネスモデルの構築を行う人材など、全要素生産性（※1）の向上に寄与するような専門的、技術的分野の人材への需要は一層高まっていくものと考えられる。また、国際的な分業や我が国の構造改革の進展に伴って、可能な限り高付加価値を生み出す分野の発展を図っていくことが重要であり、そのような分野での活躍が期待できる専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れは、今後の我が国経済社会の一層の発展に資するものであると考えられる。加えて、FTA（自由貿易協定）／EPA（経済連携協定）の進展等に見られるように、近隣諸国を中心とする諸外国との経済的な連携が深化することによって、円滑な経済活動の実際の担い手となるこれらの外国人労働者の受入れニーズは高まっていくと思われる（※2）。専門的、技術的分野の外国人労働者が様々な分野で日本人と協働することにより、多様な価値観や発想による我が国の経済社会の活性化も期待される。

また、企業の経済活動の変化に伴い、多様な経済活動に対応する新たな形態の専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れニーズが生じていくことも想定される。このようなニーズに的確に対応し、外国人の円滑な受入れを実現することも出入国管理行政には求められている。

専門的、技術的分野の外国人労働者の積極的な受入れのため、入国管理局においては、これまでも日本のIT関連資格と相互認証された外国の試験等のうち、告示で定めたものに合格等した外国人については、学歴や実務経験にかかわらず入国することを認めることとし、順次その対象を拡大しているほか、構造改革特区における特例措置を講ずる等してきたところである。在留資格「外交」、「公用」及び「興行」を除く就労を目的とする在留資格について見ると、新規入国者数は増減を繰り返しているものの、在留者数自体はほぼ一貫して増加している。今後とも、専門的、技術的分野の外国人労働者の積極的な受入れを図っていくためには、例えば以下のような措置について検討することが重要である。

※1 成長会計の手法で経済成長率を要因分解すると、以下の3要因からなる。人口減少下においては、労働投入の減少が経済成長の押し下げ要因となるため、持続的な経済発展を維持していくためには、全要素生産性を向上させることの重要性が一層高まる。

経済成長率 = 労働の寄与 (労働の伸び率 × 労働分配率) + 資本の寄与 (資本の伸び率 × 資本分配率) + 全要素生産性の寄与

※2 平成15年の「貿易統計」(財務省作成。平成16年3月確定)によれば、ASEAN諸国、中国、台湾、香港及び韓国との貿易額の合計は、平成11年と比べて同15年には輸出で44.0%、輸入で42.4%それぞれ増加しているところ、これらの国・地域出身の「外交」、「公用」及び「興行」を除く就労を目的とする在留資格に係る外国人登録者数は、同期間に26.3%増加した。

#### <検討すべき具体的な措置>

##### ○ 現行制度の周知、透明性の向上

- ・ 入国のための基準の周知等(「技術」や「人文知識・国際業務」等の在留資格については原則として大卒程度の学歴、当該学歴と職務内容との一定の関連性及び日本人と同等程度の報酬を得ることという要件を満たせば足りることの周知等)

##### ○ 新たな活動形態に係る受入れニーズに対応する受入れ枠組みの構築

- ・ 専門的、技術的分野に係る長期出張者等(本邦の事業所と海外の事業所が共同開発事業を実施し、海外の事業所から当該事業のために長期間出張の形態で我が国に入国するような事例等)に対する在留資格の付与
- ・ 我が国の資格取得者の受入れ等(経済連携協定交渉(※)を踏まえた秩序ある受入れのための措置等)

※ 平成16年12月現在、フィリピン、タイ、マレーシア及び韓国との間で経済連携協定の交渉を行っており、フィリピンとの間では看護師、介護福祉士の受入れの枠組みについて大筋合意に達した。タイからは介護士の受入れやタイ料理人の入国要件の緩和等、マレーシアからは会計士、建築士の相互認証等がそれぞれ求められている。

- ・ その他現行の上陸許可の基準を定めた省令等の企業活動の多様化等を踏まえた見直し

##### ○ 現行制度下において新たな形態による受入れを認めた事例等、現行制度を利用するに当たって、以後の申請者にとって参考となる事例を積極的に公表し、蓄積

##### ○ 審査の迅速化・簡素化の推進

- ・ 過去に不許可となった事例がないなど、優良な受入れ機関については、引き続き審査時における提出書類の簡素化及び審査の迅速化の措置を継続するとともに、手続に要する負担の軽減を図り、外国人受入れの促進に資する利便性向上を図るため、これらの機関に所属し、あるいは所属しよう

とする外国人の入国・在留に係る諸申請についてインターネットを活用した電子手続を可能とすることを検討

## (2) 特に高度な人材の受入れの促進

専門的、技術的分野の外国人労働者の中でも、特に高度な人材については、国際的な人材獲得競争が繰り広げられており、前記（1）で言及した受入れによる我が国への貢献は更に大きいものと思われる。こうした特に高度な人材については、現行制度においても受入れが可能であり、出入国管理制度上の障壁はほとんどないものと考えられるが、出入国管理行政としてもその受入れ促進のために一定のインセンティブを与えるための措置など最大限の方策を講じていくべきであると考えられる。そこで、例えば以下のような措置について検討することが重要である。

なお、民間企業における取組として、能力評価に基づく賃金制度の構築等高度な人材にとって魅力ある就労環境が提供される必要があるとの意見も出された。

### <検討すべき具体的な措置>

#### ○ 「特に高度な人材」の範囲の整理

- ・ 例えば研究成果の著しい博士号取得者や、優良大企業の経営者、特に高度な技術者、著名な芸術家など、現在、永住許可の際に社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められ、必要とされる在留歴（※）を短縮しているケースと同程度の功績がある者等が該当すると考えられるが、今後その具体的な範囲について更に検討

#### ※ 永住許可の要件としている在留歴

原則としては10年の在留歴が必要であるが、例えば日本人と結婚した外国人などについては婚姻後3年以上本邦に在留していることとされているほか、社会、経済、文化等の分野における我が国への貢献があると認められる外国人については必要な在留歴は5年以上などとされている。

#### ○ 一度に付与される在留期間の長期化

- ・ 現在、一度に付与される在留期間は3年が最長であるが、特に高度な人材についてはこれを更に長期化し、申請者の負担を軽減することについて検討。また、それ以外の専門分野の人材についても在留期間の長期化の可否について検討（※）。ただし、正規の在留資格を有しながら本来の活動とは異なる活動を行う偽装滞在者の問題があることから、そのような問題の発生を回避する方策を併せて検討することが必要

※ 構造改革特区における特例措置として実施されている外国人研究者受入れ促進事業においては、最長の在留期間を5年としているが、平成17年度に全国展開のための措置を講ずることが決まっている。

#### ○ 特に高度な人材に係る永住許可要件の緩和等

- ・ 永住許可の要件の一つとなる在留歴について、特に高度な人材の場合は、必要となる在留歴を例えば3年程度とすることについて検討するとともに、より長期的には、入国当初より永住資格を付与する可能性も慎重に検討

#### ○ 在留活動に制限のない在留資格の付与

- ・ 在留活動を規制する必要性に乏しく、また多様な企業活動の中で幅広い業務に従事すると考えられる特に高度な人材に対しては、例えば就労活動に制限がない現行の在留資格「定住者」のように、在留活動に制限のない在留資格を付与し、一定期間の在留状況を見た上で永住許可を行うことを検討

## 2 人口減少時代における出入国管理行政の課題

急速な少子・高齢化の進展の結果、我が国の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計（中位推計）によれば、2006年（平成18年）に1億2,774万人でピークに達した後、2050年（平成62年）には1億60万人にまで減少すると予測されている。また、生産年齢人口については、1995年（平成7年）の8,717万人をピークに減少に転じており、2050年（平成62年）には5,389万人にまで減少すると予測されている。加えて、平成15年の合計特殊出生率は1.29を記録し、我が国の総人口等は中位推計を下回って推移する可能性さえ否定できないと考えられる。仮に今後の各種の政策努力によって出生率が上昇したとしても、労働力として期待し得るまでに20年程度はかかるため、当面は生産年齢人口の減少等が進行することは避けられない状況にある。

このような人口減少下において、我が国の産業、経済活力を維持、発展させ、国民生活の向上を実現していくためには、様々な分野において考え得る全ての政策手段を講じていくことが必要であり、出入国管理行政としては、先に述べたように専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れを一層推進していくことが重要である。他方、今後の生産年齢人口等の減少の大部分を単に量的に外国人労働者の受入れで補おうとするのは、その受け入れることとなる数が膨大となり、非現実的である。

しかしながら、長期的には大幅な生産年齢人口の減少が見込まれる中で、労働環境の改善や就業促進策等各種の施策により高齢者や女性の労働力率が上昇したとしても、労働者の働きたい仕事と雇用主の求める仕事の不一致等から、雇用のミスマッチが常態化して人材の確保が進まず、経済活動のボトルネックとなる可能性もある。また、現在よりも相当程度の機械化等によって生産性が向上したとしても、それぞれの産業の特性から、人員の効率化には限界があると考えられ、地域によってはこうした経済活動上の障害が一層顕著に現れる可能性もある。したがって、我が国の経済活力及び国民生活を維持していくため、外国人労働者の受入れについては他分野の施策と併せて検討する必要がある、国民的コンセンサスも踏まえつつ、現在では、専門的、技術的とは評価されていない分野での受入れも含めて検討していくことが必要である。

ただし、必ずしも専門性の高くない労働者を受け入れた場合、その受入れの方式にもよるが、我が国において自立した生活が保障されず、不安定な立場に起因した問題の発生も懸念される。すなわち、一般論として、そのような外国人労働者は比較的短期間の雇用や、業務の繁閑に左右されやすい請負等不安定な雇用形態の下で就労する可能性も高いところであり、雇用の調整弁的に活用される可能性が高い。それ故、技能レベルが高まるようなキャリア形成が難しいほか、企業側もコストをかけて研修等を実施しないことが多いと考えられ、失業した場合等に他の業務に移ることが相対的に困難であると考えられる。加えて、企業活動においては、労働者一般の活用形態も正規雇用より派遣、請負形態が増える傾向にあり、外国人労働者は一層不安定な立場に置かれる可能性が高い。また、諸外国においては、比較的短期の労働需要に応じて受け入れた外国人が一定期間経過後も本国に帰国せずに滞在した結果、国内労働者との摩擦等の問題が発生した例もある。

したがって、外国人労働者の受入れについて検討する際には、以上のような問題の発生を防止し、我が国社会の安全と秩序を維持しつつ、その円滑な受入れを図る方策を見いだすことが必要である。検討に当たっては、無限定に広範囲な分野での受入れから始めるのではなく、輸入による代替性がなく（又は乏しく）、労働集約的な分野であって、日本国内において将来にわたる継続的なニーズが見込まれる分野であり、かつ国内の労働力確保に支障が生じているケースを個別に特定していくという方法や、日本全国を対象とした施策ではなく、特定の地域社会において、その存立のために不可欠な特定の就労分野での受入れに限定するという方法も検討の対象となり得る。さらに、我が国の文化等を背景とする伝統的な技術又は技能等を伝承する者の不足への対応として、こうした技

術等を学び、後世への伝承者として活躍することを希望する素養のある者の受入れを検討するという方法もあり得る。

ただし、どのような受入れの形態であっても、決して不当に低い賃金で外国人を酷使するようなことがあってはならないという指摘や、適正な就労管理のため関係省庁との緊密な連携が不可欠であり、将来的には更に省庁横断的な対応が重要であるとの指摘があった。また、受入れに伴って過大な社会的コストが生ずることを避けることも重要である。

なお、今後の各種の政策努力や、産業構造の変化などにもよるが、相当長期的視点に立てば、人口減少が続く、国内消費の縮小による継続的な経済の停滞も起こり得るので、その対応として外国人労働者の受入れを進めるべきとの指摘があった。一方で、人口減少に伴う国内の経済成長への影響は大きくないとの見方がある。また、受け入れた外国人労働者もやがては高齢者となり社会保障の受給者となるほか、外国人の出生率は受入国の数値に近づくという例もある。こうした事情を考慮すると、継続的に一定数の外国人労働者を受け入れ続けなければ所期の目的を達成することができないため、その受け入れる数が膨大となることから現実的ではないとの見方などもある。いずれにしても、より長期的な課題としては、当初より我が国に永続的に定住することを目的とする移民としての外国人の受入れを含め、就労分野や地域を特定することなく、（必ずしも国内消費の縮小に伴う経済の停滞を回避するほど大規模なものではない）一定数の外国人の労働力を確保することも検討の対象になり得ると思われる。現行の外国人労働者受入れ制度は、我が国において行おうとする（就労）活動に着目してその入国の可否を決する制度をとっているが、例えば移民という形態であれば、必ずしもそのような活動に限定されず、その人物の能力の高さを基準として入国の可否を決する方式もあり得る。現に、オーストラリア等では、当該人物に係る能力等をポイントにより評価して移民を受け入れる制度を採用している。ただし、現在の同国の制度では、入国のハードル自体は必ずしも低くはないといえることに対して、我が国の現行制度は、先に述べたように入国のハードルは実際のところ高くない（「技術」や「人文知識・国際業務」等の在留資格については原則として大卒程度の学歴及び日本人と同等程度の報酬）上に、永住への途も開かれており、一般的に10年程度の在留で永住が許可されている。永住許可に当たり、在留期間の更新許可等の際など事前に複数回の在留状況の確認がなされ、我が国社会への定着性等も確認できる制度となっていることから、当面は現行の永住許可制度の運用の推移を見守るべきであろう。

なお、ポイント制度のほかにも、労働市場テストを採用してはどうかとの意見も出されたが、同制度は基本的には短期的な労働市場の動向を反映するものであるため、季節労働的な労働者を受け入れる際等の有効性は指摘できるものの、長期的な観点からの受入れには適さないのではないかとの見方もある。数量制限については、管理は容易であり、外国人労働者の受入れによる影響を最小限にとどめながら受け入れていく際などの有効性は指摘できるものの、数の設定に困難性が伴うとの見方もある。

### 3 人材育成を通じた国際関係の展開

#### (1) 研修・技能実習制度

研修・技能実習制度は、主として開発途上国の人材育成を支援する国際貢献のための制度である。在留資格「研修」の新規入国者数は年々増加しており、平成15年には初めて6万人を突破し、技能実習への移行者数も同年に約2万800人に達するなど、アジア地域を中心としてこの制度の利用者は増加の一途を辿っている。今後とも、アジア地域全体の経済発展が見込まれる中で、研修生・技能実習生は増加していくことが見込まれ、我が国で修得した技術・技能を活かして出身国の経済発展に貢献することが期待されるほか、日本語や日本の文化に理解を深めた研修・技能

実習経験者が増加することは、近隣諸国との経済的な結びつきが強まる中で、研修生等の受入れ企業等の国際的な発展にも資するものと考えられる。

他方、研修・技能実習制度をめぐる問題点も一部に顕在化している。例えば、地方入国管理局が行った実態調査の結果、平成15年の1年間に92の受入れ機関が不正行為認定されており(※1)、そのほとんどがいわゆる団体監理型の研修(※2)である。不正行為の主な態様は、中小企業団体等の第1次受入れ機関については、監査の虚偽報告及び集合研修の未実施等となっており、研修の実施主体である第2次受入れ機関については、研修生に対する所定時間外の活動の実施、日本語教育・安全教育等の非実務研修を実施しない等研修計画との齟齬、人手不足の他の機関で研修を実施させる等の名義貸し、虚偽文書の作成、不法就労者の雇用等となっている。これらの不正行為の態様から、受入れ企業の一部は、内外の企業との厳しい競争や労働力不足を背景として、研修・技能実習制度を低廉な労働力を確保するための手段であると認識していることが垣間見え、制度趣旨の徹底が図られていない面があることは否めない。他方、多数の研修生・技能実習生が失踪しているが、こうした失踪の背景には、研修生等自身も研修・技能実習制度を報酬を得て働くための手段であると認識しており、高い報酬を目指して失踪することがあると考えられる。また、高い報酬を得ることを目的としていれば、研修手当と技能実習生の賃金との格差に不満を持つケースも少なくないと思われ、特に研修生・技能実習生の受入れ機関は中小企業であることが多いことを考慮すると、研修生・技能実習生で異なる作業をしていたとしても、比較的狭い空間での一連の作業の中で技能実習生と異なる収入を得ることに研修生が不満を持つ傾向は一層高まるものと推測される。こうした問題の背景としては、研修生の選抜段階のほか、入国前や入国直後のオリエンテーションにおいて、研修・技能実習の制度趣旨を理解させる指導が徹底していないことも考えられる。

このように多様な側面で多くの効果を生んでいるものの、問題事例も発生している研修・技能実習制度については、これまでの実態調査の実施や、「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」の策定等を通じた適正化への取組を踏まえて、今後、実態調査の更なる強化や不正行為認定等を通じた厳格な対応により、まず一層の適正化を図るとともに、制度そのもののプラスの効果が一層発揮されるような取組が重要である。また、実務研修と技能実習という、活動形態が一見して同様であるにもかかわらず在留資格が異なることに起因する問題など、制度的な問題点を克服するための措置についても検討が必要であろう。そこで、例えば以下のような措置について検討することが重要である。

※1 不正行為認定された機関は少なくとも現行の上陸許可基準では今後3年間にわたって研修生の受入れができないこととなる。

※2 団体監理型の研修とは、中小企業団体や公益法人等を研修事業主体としてこれらの団体の監理の下で研修生を受け入れるもの。これに対し、企業単独型の研修は、海外の現地法人の社員等を受け入れるものである。

#### <検討すべき具体的な措置>

- 研修生の選抜時等における制度趣旨の徹底のための指導及び指導状況の確認
  - ・ 特に初回の受入れの場合や失踪等问题事例が発生した場合等に、制度趣旨の徹底のための取組を確認
- 審査の厳格化を通じた研修生・技能実習生の処遇上の問題の把握及び必要な指導等の実施
  - ・ 研修等に専念できる生活環境の整備を含め、適切な研修・技能実習が行われるよう厳格な審査及び必要な指導を実施
  - ・ 問題事例の分析を通じたメリハリある審査の実施

- 積極的な実態調査の実施と不正行為認定の積極的な活用
  - ・ 一つの受入れ機関に対し、原則として3年に1回は実態調査を実施
  - ・ 研修生受入れ機関のみならず、その機関の経営者、管理者、研修指導員等に対する不正行為認定の積極的な実施
- 団体監理型研修における第1次受入れ機関の監理責任の強化
  - ・ 監査担当者に対する積極的な指導の実施
  - ・ 技能実習移行後における監理体制の創設の検討
- 企業活動の多様化に応じた企業単独型研修の柔軟な対応
- 実務研修と技能実習を合わせた在留資格の創設
- 「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」の法令的根拠の創設等
  - ・ 受入れ体制に関する要件の明確化（客観的な監査を実施し得る体制の整備、不正行為認定された機関の役員等の確実な排除（不正行為認定された機関に属していた役員等が新たな受入れ機関を設立して同様の問題を生じさせることを防止する措置等）等）
  - ・ 非実務研修の充実等
- 制度趣旨の徹底及び研修内容の充実のための制度的担保
  - ・ 技能実習修了時の技能検定3級相当試験の受験義務化の検討
- 再研修のガイドライン化及び許可・不許可事例の公表
- 制度の趣旨及び送り出し国のニーズを踏まえた技能実習移行対象職種の拡大と併せ、評価の客観性を担保しつつ、職種の円滑な拡大が可能となる仕組みの構築
- 研修生の送り出し国政府に対する各種の協力要請
- 適正な技能実習の実施のための労働基準監督署との連携の構築。併せて研修生に係る対応についても必要に応じて連携。

## (2) 留学、就学

留学生、就学生の受入れについては、諸外国との相互理解、友好関係の促進に資するものであり、我が国と近隣諸国を中心とする諸外国との経済活動の緊密化が進む中であって、勉学を終了した後日本国内で就職し、出身国との経済活動の連携の面で活躍する者や、出身国に帰国後も我が国と様々な面で関係を保ちつつ、活躍する人材も増加している。また、我が国で学ぶ外国人学生の増加は、これらの学生との接点を持つ日本人学生等に対して異なる文化等を背景とした発想や知識等に触れる機会の増加を意味するものである。同じように、これらの外国人学生が我が国企業に就職した場合には、他の日本人従業員に同様の機会を提供するものであり、我が国の経済社会の活性化に資することとなる。このような観点から、入国管理局においては、「留学生・就学生の入国・在留審査の方針」を策定するなどし、問題のない事案については提出書類を大幅に簡素化するなどの措置を講じてその積極的な受入れに資する施策を講じてきたところであり、在留資格「留学」、「就学」での新規入国者数は、それぞれ一貫して増加しているほか、これらの在留資格での平成15年末の外国人登録者数はそれぞれおよそ12万人、5万人を突破して過去最高を記録している。この結果、各方面に留学生等の受入れのプラスの効果が波及してきているものと思われる。

しかしながら、近年、真の入国目的が不法就労である者が多く見られるほか、「留学」や「就学」の目的をもって来日しても、十分な資金を持たないために、生活費や学費を支払うことが困難となり、勉学の途中で退学したり、失踪する例、多額の借金をして来日した結果、許可された時間等の条件を逸脱してアルバイトに従事することになってしまう例、生活に困難を来し、アルバイ

ト先も見つからずに犯罪グループの一員となったり、自ら犯罪に走るることとなる例、更には偽造の卒業証明書、銀行預金残高証明書等を用いるものも多く見られるようになっている。

今後、アジア地域との経済連携の深化と、中国を始めとする近隣諸国の経済水準の向上に伴い真に勉学意欲を有する者の増加も予想されることから、留学生、就学生の適正な受入れのための措置を引き続き講じつつ、魅力ある留学、就学環境の構築のため、出入国管理行政としても貢献していくことが重要である。そこで、不法残留者が多数発生している国の出身者や不法残留者が発生している教育機関に入学する者に係る経費支弁能力等の審査を引き続き徹底するとともに、例えば以下のような措置について検討することが重要である。

#### <検討すべき具体的な措置>

- 情報提供の推進
  - ・ インターネットを活用した外国語による審査方針の周知等情報提供の推進
  - ・ 入学時のオリエンテーション等の配付資料に在留手続関連の事項も盛り込んでもらうよう教育機関側に働きかけを行うこと等
- 教育機関による学生の管理のための取組の推進
  - ・ 在留中の学生が本来の就学目的を達成するためには、教育機関側の指導・支援が不可欠であり、定期的な学生との連絡や指導の充実を求めるとともに、大学に在籍中の留学生在が在留期間更新を失念する事態等を避けるため、大学についてもいわゆる学校申請取次ぎを促進
  - ・ 退学者及び我が国で進学、就職等をしない卒業生については、不法残留者、不法就労者とならないよう、受け入れた大学において帰国を指導することも必要
- 受け入れた学生の不法残留率に応じた審査方針（※）の大学への適用
  - ・ 留学生の不法残留者数が増加傾向にある等の問題が指摘されていることから、受け入れた留学生の不法残留率が高い大学には厳格な審査の実施を検討

※ 日本語学校等については、入国した就学生のうち3%以上が不法残留した場合、以後の受入れの申請時に提出書類について厳格な審査を実施している。

- 在留資格「留学」を付与されて滞在する学生のうち、研究生等の学部正規生以外の者及びその家族滞在者に関する実態調査の実施
  - ・ 研究生等（※）については、比較的講義の出席に要する時間が少ない上、実際には大学が組織としてその選抜に十分関与していない例もあるため、就労のための隠れ蓑になっているとの指摘もあることから、積極的な実態調査の実施が必要

※ 研究生等については、上陸許可の基準を定めた省令において、1週間当たり10時間以上聴講することが要件とされている。

- 問題のない教育機関に係る迅速な申請案件の処理の推進
- 中学校、中等教育学校の前期課程での就学を目的とする者の受入れ
  - ・ 交換留学プログラムの推進等我が国への留学プログラムが多様化する中で、中学校等への就学希望もあることから、寮やホームステイ先の確保、学校による生活面のフォロー等を要件として受入れを検討
- 留学生の就職のための在留資格変更許可申請に対する柔軟な対応の明示

- ・ 就労のための在留資格への変更にあたって、大学の授業における専攻と就職後の活動に何らかの関連性が認められれば在留が許可される旨を明示
- 在留資格「留学」の活動へのインターンシップとしての就労活動の追加
  - ・ 教育課程の一環としてのインターンシップの活用が促進されることが見込まれる中で、留学生についても、報酬を伴うインターンシップに対するニーズを見極めながら、これを許容することを検討
- 卒業後の就職活動を行う場合の滞在期間の更なる延長
- 卒業後の就職までの間における滞在の容認
  - ・ 大学卒業後、内定を得ているものの、実際に就職して就労を開始するまでの間に一定の期間が生じる場合に、就職予定であることが証明されることを前提に、滞在を認めることを検討
- 関係機関間の情報交換、連携の推進
  - ・ 「留学」に係る在留期間更新許可時に、外国人雇用サービスセンターの案内を配布
  - ・ 就職のために必要な情報を提供するため、外国人雇用サービスセンターや大学の留学生センターと共催でセミナーを開催すること等

なお、大学における留学生の選抜方法の見直し等留学生の質の向上を図るための措置や、留学生政策全般に関することとして、文系・理系、学部・大学院といった違いに着目した施策を講ずるべきとの意見も出された。また、留学生の選抜にあたっては、日本留学試験の一層の活用が重要であり、同試験が実施される国の拡大の意義は大きい。日本に入学する留学生の中では中国出身者が最も多い状況にあるが、同国では日本留学試験が実施されていないことから、引き続き同国での実施に向けた努力がなされることが望ましい。

### 第3 不法滞在者問題への対応

#### 1 積極的な摘発、円滑な送還の実施等

入国管理局の電算統計により推計される不法残留者は約22万人となっている。これまでの積極的な摘発や我が国経済の低迷などにより、その数は漸減傾向にあるものの依然として高水準であると言わざるを得ない。また、我が国には密航船等により不法入国し潜伏している者が約3万人いると考えられ、これを合わせると我が国における不法滞在者数は約25万人と推計されている。これらの不法滞在者の存在は、犯罪の温床になっているとの指摘があるほか、不法就労している者自身の人権上の問題を惹起するおそれや、不法就労者を雇用することにより、事業主が競争上の不当な利益を受けているケースもある。加えて、こうした不法就労者の存在は、大多数の善良な外国人の円滑な受入れを阻害するものでもあり、治安の安定を求める国民の声に応えるためにも、平成20年までの間に不法滞在者を半減させるべく、あらゆる施策を総動員して不法滞在者対策を推進していくことが必要である。不法滞在者数が激減しないのは、不法滞在者を雇用する経営者やブローカーが依然として後を絶たないためとも考えられ、この点に焦点を当てた施策の推進も重要である。加えて、帰国希望の不法滞在者の出頭を促進するための施策の重要性も指摘したい。

そこで、例えば以下のような措置について検討することが重要である。

<検討すべき具体的な措置>

- 関係機関と連携した積極的な摘発の推進
- 不法就労者の雇用主やブローカーに対する不法就労助長罪の積極的な適用
- 摘発・収容・送還体制の強化（民間活力の一層の活用を含む。）
- 帰国希望の不法滞在者の出頭の促進

- ・ 平成16年12月に施行された改正入管法による出国命令制度についての広報に努め、同制度の有効な活用を通じて帰国を希望する不法滞在者の出頭を促進
- 関係国との連携強化
  - ・ 被退去強制者が有効な旅券を所持していない場合等における旅券の迅速な発給等迅速、確実な送還のための連携の推進

## 2 法違反者の状況に配慮した取扱い

### (1) 在留特別許可の在り方

強力かつ効果的な不法滞在者対策を推進する必要がある一方で、不法滞在者の中には不法滞在以外の罪を犯しておらず、既に日本人と結婚して子供もおり、地域社会で良識ある社会人として生活している者もいる。このような不法滞在者の状況を的確に把握し、人道上の配慮を欠くことなく、在留特別許可の許否を決定していくことも重要である。

在留特別許可の許否に当たっては、処分の性質上、その判断を行うに当たって法務大臣は広範な自由裁量を有するものとされ、あくまでも個別の事情を総合的に勘案してその許否が決定されているが、在留特別許可に係る予見可能性を高め、不法滞在者の出頭を促す観点からすれば、在留特別許可事例の公表は一応の目安を示すものとして一定の評価ができるものである。今後、その事例を充実させるとともに、更なる処分の透明性、公平性を図るための方策を検討していくことが重要である。ただし、このような事例の公表は、不法滞在の長期化や、それに伴う未就学児童の増加等につながるおそれもあることに配慮することも重要である。また、現行制度においては、在留特別許可を求める不法滞在者が、入管法違反事実を争わない場合であっても退去強制手続における全ての手続を経る必要があり、必ずしも効率的ではない。

そこで、例えば以下のような措置について検討することが重要である。

#### <検討すべき具体的な措置>

- 在留特別許可の手続の簡素化
  - ・ 現在は、在留特別許可を求める不法滞在者が、入管法違反事実を全く争わない場合でも、違反調査、収容（仮放免）、違反審査、口頭審理、法務大臣の裁決の全てのステップを踏む必要があり、法的地位の早期安定化や行政効率等の観点から必ずしも好ましくないことから、適正手続の確保に留意しつつ、一定の事案については手続を簡素化する方策の検討が重要
- 在留特別許可の判断基準の明確化（ガイドラインの策定）

なお、不法滞在者を一律に合法滞在化するアムネ스티については、不法に滞在して就労していること以外の罪を犯していないような者は、一面において地域経済へ貢献しているとも言えることから、一定限度で認めるべきとする意見があった一方、「一度限り」との条件で実施したとしても、次回を期待する不法滞在者の流入及び不法滞在の長期化を誘発し、かえって事態を悪化させる大きな危険があるため、実施すべきではないという意見や、現に諸外国で実施した場合でも以後の不法滞在の状況は悪化している等の意見が表明された。

### (2) 人身取引の被害者に対する配慮等

人身取引は、他人を売春させて搾取することや強制的な労働をさせることなどを目的として暴力、脅迫、誘拐、詐欺、弱い立場の悪用などの手段を用いて人を採用、運搬、移送するなどの行為を指すが、このような人身取引は重大な人権侵害であり、決して許されるものではない。出入

国管理行政としては、人身取引の水際防止のため、諸外国関係機関との情報交換を含めた連携強化や、被害者の状況に応じた在留特別許可等の弾力的な運用を含めた柔軟な対応など、被害者の保護のための方策（※）を講じていくことが必要である。また、これらの被害者の保護を一層充実し、確実なものとしていくため、法令改正を含め、必要な見直しを行っていくことが不可欠である。

そこで、出入国管理行政として、この問題に取り組んでいくに当たり、例えば以下のような措置について検討することが重要である。

※ 被害者の保護の観点からは、被害者の帰国等については、本人の希望を最優先し、早期帰国を望んでいる者については、本国への送還が迅速に行われているが、我が国での在留を希望する者については、人身取引の被害者であることも在留特別許可に当たって考慮すべき事情の一つとされている。

#### <検討すべき具体的な措置>

- 入管法の改正
  - ・ 人身取引被害者の保護等のため、①人身取引の定義を明確にすること、②人身取引の結果、売春に従事するなどしていた者に対する上陸拒否事由や退去強制事由の見直し、③出身国に帰国させると生命、身体に危険がある被害者等を保護するための在留の許可などを内容とする入管法の改正が必要
- 「興行」の在留資格の抜本的な見直し
  - ・ 「興行」の在留資格で入国した者の中には、人身取引の被害者がいるとの指摘があることから、この在留資格が人身取引に悪用されないための見直しを検討
- 被害者を水際で発見し、保護するための水際対策の強化
  - ・ 「興行」の在留資格のみならず、人身取引の被害者が他の在留資格での入国を偽装するケースもあり得ることから、的確な審査のための事例分析等を推進
- 人身取引の被害者の状況に応じた在留特別許可等の弾力的な運用
- 人身取引事案について適正に対処するための職員に対する教育、訓練
- 被害者や一般国民に対する広報、啓発活動の充実
- 警察、女性相談所及びN G O等の関係機関との連携強化
- 女性等の国際的な労働移動の問題を含めた諸外国との情報交換の推進

なお、人身取引の被害者を保護するシェルターの充実や、人身取引のブローカーや雇用主などに対しては関係機関で連携した厳格な対応が必要であるとの意見も出された。

### 3 上陸審査及び在留審査の厳格化と円滑化の両立

不法就労を企図する者を入国させないことは重要であり、偽変造文書対策を含め、その施策も積極的に推進していくべきであるとの意見が表明された。特に、在留資格「短期滞在」で入国した者が不法滞在者の7割近くを占めるとのことであり、上陸審査時の対応は引き続き重要である。また、現に正規滞在者を装って我が国に滞在する者を排除することも必要不可欠であり、厳格な審査と問題のない案件の迅速な処理の両立が求められている。

そこで、既に入国管理局において取り組むこととしている事項のほか、例えば以下のような措置について検討することが重要である。

＜検討すべき具体的な措置＞

- バイオメトリクスを活用した出入国審査体制の確立
- 航空会社等運送業者の責任の在り方の整理
  - ・ 偽変造旅券の所持者等が我が国に不法に入国することを防止するため、我が国に乗り入れる航空機等に当該外国人が搭乗できないよう、航空会社等に対し、旅券等の事前確認義務を課すことを検討
  - ・ 航空会社等有する乗員・乗客名簿のデータについては、その活用が厳格かつ円滑な出入国審査の実施に有益と考えられ、今後、その事前提供の義務化を検討
- 入国・在留審査時における一層メリハリのある審査の実施
- 実態調査の強化
- 在留資格取消制度の活用
- 必要な組織、体制の確保

## 第5 おわりに—第4次出入国管理政策懇談会報告書のむすびにかえて

以上の事項について、出入国管理政策懇談会のメンバーは、引き続きその実施状況を見つめていきたいと考える。我が国の出入国管理行政をめぐる動きは一層その速度を速めることが予想されることから、そうした状況変化に応じて、記載した事項についても必要な意見を述べていくこととしたい。

また、今回盛り込んだ事項は、出入国管理行政に携わる職員だけに求めるものではない。むしろ、これらの職員は我が国の安全と秩序を維持しつつ、外国人の円滑な受入れを図る観点から各種の制度の運営に従事するものであり、今回指摘した各種の利益の享受は、制度を利用する方々の意識にかかっているとんでも過言ではなく、豊かな国民生活を享受し、我が国が持続的に発展していくための方策の一つとして、外国人労働者の適正な雇用や外国人との様々な交流に対する積極性が重要であることを最後に指摘しておきたい。各人が我が国の将来展望を見極めつつ、外国人とよりよく共生できる社会の実現を目指し、我が国の国際関係の発展・展開に寄与することによって、魅力ある自らの地位を確立することにつながると確信するものである。

## ＜第4次出入国管理政策懇談会メンバー＞

(平成16年12月21日現在・敬称略・50音順)

(座長)	楠 川 絢 一	元東京都立大学総長
	紀 陸 孝	日本経済団体連合会常務理事
	グレゴリー・クラーク	国際教養大学副学長，多摩大学名誉学長
	須 賀 恭 孝	日本労働組合総連合会常任中央執行委員・総合労働局長
	高 橋 進	日本総合研究所理事
	多賀谷 一 照	千葉大学学長補佐，法経学部教授
	寺 尾 美 子	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	寺 田 範 雄	全国商工会連合会専務理事
	中 谷 巖	多摩大学学長，UFJ 総合研究所理事長
	前 田 雅 英	東京都立大学法学部長
	目 黒 依 子	上智大学文学部教授
	横 田 洋 三	中央大学法科大学院教授，国際連合大学学長特別顧問
	吉 川 精 一	弁護士

## 9 地方入国管理官署所在地一覧表

(平成17年4月1日現在)

### (入国者収容所)

センター	所在地	電話番号・FAX
入国者収容所 東日本入国管理センター	300-1288 茨城県牛久市久野町1766	029-875-1291 FAX029-830-9010
入国者収容所 西日本入国管理センター	567-8550 大阪府茨木市郡山1-11-1	072-641-8152 FAX072-640-2454
入国者収容所 大村入国管理センター	856-0817 長崎県大村市古賀島町644-3	0957-52-2121 FAX0957-27-3070

### (地方入国管理局)

本局・支局	出張所等	所在地	電話番号・FAX
札幌入国管理局		060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎	011-261-7502 FAX011-281-0631
	函館港出張所	040-0061 北海道函館市海岸町24-4 函館港湾合同庁舎	0138-41-6922 FAX0138-41-6929
	小樽港出張所	047-0007 北海道小樽市港町5-3 小樽港湾合同庁舎	0134-33-9238 FAX0134-33-9239
	釧路港出張所	085-0022 北海道釧路市南浜町5-9 釧路港湾合同庁舎	0154-22-2430 FAX0154-24-7409
	稚内港出張所	097-0023 北海道稚内市開運2-2-1 稚内港湾合同庁舎	0162-23-3269 FAX0162-23-2094
	千歳苫小牧出張所	066-0012 北海道千歳市美美 新千歳空港国際線旅客ターミナルビル	0123-24-6439 FAX0123-45-2067

本局・支局	出張所等	所在地	電話番号・FAX
仙台入国管理局		983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎	022-256-6076 FAX022-298-9102
	青森出張所	030-0861 青森県青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎	017-777-2939 FAX017-777-2963
	盛岡出張所	020-0024 岩手県盛岡市菜園1-4-10 第2産業会館	019-621-1206 FAX019-621-1207
	仙台空港出張所	989-2401 宮城県名取市下増田字南原 仙台空港旅客ターミナルビル	022-383-4545 FAX022-383-1914
	秋田出張所	011-0976 秋田県秋田市八橋南2-10-16 秋田県 JA ビル	018-895-5221 FAX018-895-5223
	酒田港出張所	998-0036 山形県酒田市船場町2-5-43 酒田港湾合同庁舎	0234-22-2746 FAX0234-22-2824
	郡山出張所	963-8024 福島県郡山市朝日2-22-7	024-936-3231 FAX024-936-3229

本局・支局	出張所等	所在地	電話番号・FAX
東京入国管理局		108-8255 東京都港区港南5-5-30	03-5796-7111 FAX03-5796-7125
	水戸出張所	310-0803 茨城県水戸市城南2-9-12 第3プリンスビル	029-300-3601 FAX029-300-3605
	宇都宮出張所	320-0033 栃木県宇都宮市本町4-15 宇都宮 NI ビル	028-600-7750 FAX028-600-7751
	高崎出張所	370-0826 群馬県高崎市連雀町81 日本生命高崎ビル	027-328-1154 FAX027-324-3122
	さいたま出張所	338-0001 埼玉県さいたま市中央区上 落合2-3-4 アルーサ A 館	048-851-9671 FAX048-851-9685
	千葉出張所	260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター	043-242-6597 FAX043-247-5199

羽田空港出張所	144-0041 東京都大田区羽田空港3-4-4 国際線旅客ターミナルビル	03-5756-4852 FAX03-5756-4854
新宿出張所	業務上の都合により公表していません。	(東京入国管理局) 03-5796-7111 FAX03-5155-0492
立川出張所	186-0001 東京都国立市北3-31-2 立川法務総合庁舎	042-528-7179 FAX042-528-7178
新潟出張所	950-0001 新潟県新潟市松浜町3710 新潟空港ターミナルビル	025-275-4735 FAX025-275-4848
甲府出張所	400-0031 山梨県甲府市丸の内2-14-13 ダイヤビル	055-221-0206 FAX055-221-0631
長野出張所	380-0846 長野県長野市旭町1108 長野地方法務合同庁舎	026-232-3317 FAX026-232-3422
成田空港支局	282-0004 千葉県成田市古込字古込1-1 新東京国際空港第2ターミナルビル	0476-34-2222 FAX0476-30-1475
横浜支局	231-0023 神奈川県横浜市中区山下町37-9 横浜地方合同庁舎	045-661-5110 FAX045-640-1800
川崎出張所	215-0021 神奈川県川崎市麻生区上麻生1-3-14 川崎西合同庁舎	044-965-0012 FAX044-965-0014
小笠原総合事務所	100-2101 東京都小笠原村父島字東町152	04998-2-2102 FAX04998-2-3357

本局・支局	出張所等	所在地	電話番号・FAX
名古屋入国管理局		460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1 名古屋法務合同庁舎	052-955-0927 FAX052-968-2720
	丸の内分室	460-8582 愛知県名古屋市中区錦2-2-1 名古屋センタービル	052-223-7589 FAX052-223-7235
	富山出張所	930-0029 富山県富山市本町9-10 大同生命富山ビル	076-445-5646 FAX076-445-5648

金沢出張所	920-0024	石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-222-2450 FAX076-233-8387
福井出張所	910-0019	福井県福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-28-2101 FAX0776-28-2144
岐阜出張所	500-8429	岐阜県岐阜市加納清水町3-8-1 日本泉ビル	058-268-7050 FAX058-268-7052
静岡出張所	420-0858	静岡県静岡市葵区伝馬町9-4 abc プラザビル	054-653-5571 FAX054-653-5573
浜松出張所	432-8043	静岡県浜松市浅田町81-6	053-458-6496 FAX053-459-0465
豊橋港出張所	441-8075	愛知県豊橋市神野ふ頭町3-11 豊橋港湾合同庁舎	0532-32-6567 FAX0532-34-1931
四日市港出張所	510-0051	三重県四日市市千歳町5-1 四日市港湾合同庁舎	0593-52-5695 FAX0593-59-2091
中部空港支局	479-0881	愛知県常滑市セントレア1-1 CIQ 棟内	0569-38-7410 FAX0569-38-7430

本局・支局	出張所等	所在地	電話番号・FAX
大阪入国管理局		540-0012 大阪府大阪市中央区谷町2-1-17 大阪第2法務合同庁舎	06-6941-0771
	茨木分室 (違反関係)	567-0071 大阪府茨木市郡山1-11-1 茨木法務合同庁舎	072-641-3052 FAX072-640-3075
	大津出張所	520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-10 滋賀ビル	077-511-4231 FAX077-524-8903
	京都出張所	606-8395 京都府京都市左京区丸太町川端東 入ル東丸太町34-12 京都第2地方合同庁舎	075-752-5997 FAX075-762-2121
	舞鶴港出張所	624-0946 京都府舞鶴市字下福井901 舞鶴港湾合同庁舎	0773-75-1149 FAX0773-75-7142

	大阪港出張所	552-0021	大阪府大阪市港区築港4-10-3 大阪港湾合同庁舎	06-6571-0773 FAX06-6573-3381
	天王寺出張所	543-0074	大阪府大阪市天王寺区六万休町1-9	06-6774-3413 FAX06-6774-0571
	奈良出張所	630-8305	奈良県奈良市東紀寺町3-4-1 奈良第2法務総合庁舎	0742-23-6501 FAX0742-23-6602
	和歌山出張所	640-8287	和歌山県和歌山市築港6-22-2 和歌山港湾合同庁舎	073-422-8778 FAX073-422-8779
	関西空港支局	549-0011	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1	0724-55-1453 FAX0724-55-1465
	神戸支局	650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通り29 神戸地方合同庁舎	078-391-6377 FAX078-325-2097
	姫路港出張所	672-8063	兵庫県姫路市飾磨区須加294-1 姫路港湾合同庁舎	0792-35-4688 FAX0792-35-3375

本局・支局	出張所等	所在地	電話番号・FAX	
広島入国管理局		730-0012	広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-221-4411 FAX082-502-3193
	境港出張所	684-0034	鳥取県境港市昭和町9 境港港湾合同庁舎	0859-42-3628 FAX0859-42-5020
	松江出張所	690-0841	島根県松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852-21-3834 FAX0852-27-5864
	岡山出張所	700-0907	岡山県岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086-234-3531 FAX086-224-9030
	福山港出張所	721-0962	広島県福山市東手城町2-18-3 福山港湾合同庁舎	0849-41-1969 FAX0849-43-0654
	広島空港出張所	729-0416	広島県豊田郡本郷町大字善入寺字 平岩64-31	0848-86-8015 FAX0848-86-8016

下関出張所	750-0009	山口県下関市上田中町8-2-1 下関地方法務合同庁舎	0832-23-1431 FAX0832-31-2091
周南出張所	745-0045	山口県周南市徳山港町6-35 徳山港湾合同庁舎	0834-21-1329 FAX0834-22-0991

本局・支局	出張所等	所在地	電話番号・FAX
高松入国管理局		760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	087-822-5852 FAX087-826-1341
	小松島港出張所	773-0001 徳島県小松島市小松島町外開1-11 小松島みなと合同庁舎	08853-2-1530 FAX08853-3-0672
	松山出張所	791-8057 愛媛県松山市大可賀2-1-28 アイテムえひめ	089-951-1413 FAX089-951-4661
	高知港出張所	780-8010 高知県高知市棧橋通り5-4-55	088-832-5431 FAX088-831-6529

本局・支局	出張所等	所在地	電話番号・FAX
福岡入国管理局		812-0003 福岡県福岡市博多区下臼井778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル内	092-623-2400 FAX092-626-5204
	北九州出張所	803-0813 福岡県北九州市小倉北区域内5-3 小倉合同庁舎	093-582-6915 FAX093-582-5935
	博多港出張所	812-0031 福岡県福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎内	092-262-2373 FAX092-262-2357
	福岡空港出張所	816-0051 福岡県福岡市博多区大字青木739 福岡空港国際線ターミナルビル	092-477-0121 FAX092-477-7878
	佐賀出張所	840-0801 佐賀県佐賀市駅前中央1-9-45 三井生命佐賀駅前ビル	0952-27-1606 FAX0952-22-7970
	長崎出張所	850-0921 長崎県長崎市松ヶ枝町7-29 長崎港湾合同庁舎	095-822-5289 FAX095-828-3871

対馬出張所	817-0016	長崎県対馬市厳原町東里341-42 厳原地方合同庁舎	0920-52-0432 FAX0920-52-6517
熊本出張所	862-0971	熊本県熊本市大江3-1-53 熊本第2合同庁舎	096-362-1721 FAX096-363-5431
大分出張所	870-0037	大分県大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル	097-536-5006 FAX097-536-5030
宮崎出張所	880-0912	宮崎県宮崎市大字赤江宮崎空港ビル東別館	0985-51-2226 FAX0985-51-2225
鹿児島出張所	892-0822	鹿児島県鹿児島市泉町18-2-40 鹿児島港湾合同庁舎	099-222-5658 FAX099-226-3218
那覇支局	900-0022	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	098-832-4185 FAX098-834-6411
那覇空港出張所	901-0142	沖縄県那覇市鏡水174 那覇国際線ターミナルビル	098-857-0053 FAX098-857-6657
平良港出張所	906-0012	沖縄県平良市字西里7-21 平良港湾合同庁舎	0980-72-3440 FAX0980-73-4179
石垣港出張所	907-0013	沖縄県石垣市浜崎町1-1-8 石垣港湾合同庁舎	0980-82-2333 FAX0980-83-4301
嘉手納出張所	904-0004	沖縄県沖縄市中央1-22-12	098-938-1177 FAX098-934-2059

(外国人在留総合インフォメーションセンター)

所在地		電話番号・FAX
983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20	022-298-9014
108-8255	東京都港区港南5-5-30	03-5796-7112
231-0023	神奈川県横浜市中区山下町37-9	045-651-2851～2
460-8582	愛知県名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル	052-223-7336～7
543-0074	大阪府大阪市中央区谷町2-1-17	06-6941-3701～2
650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通り29	078-326-5141
730-0012	広島県広島市中区上八丁堀6-30	082-502-6060
812-0003	福岡県福岡市博多区下臼井778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル内	092-625-5100